1

両当事者の合意

3 2

フランス改革教会の婚姻法 婚姻の約束(sponsalia)と秘密婚

目次 はじめに

トリエント公会議前夜の婚姻の成立

アンシャン・レジームにおけるプロテスタントの婚姻(一)

フランス婚姻法の法制史的研究

土志田 佳 枝

1 国王による婚姻立法とカトリック教会

国家による婚姻立法

2 裁判管轄権の抵触

3 民事身分(état civil)の立証

八世紀プロテスタントの婚姻 「もはやフランスにはプロテスタントはいない」(以上本号)

1

101

3 2 公論 荒 野 鼠の形成 の婚 媌

5 立法による解決 4

判例

0 い蓄積

むすび

はじめに

称 あったが、ルイー六世は、一七八七年一一月「カトリックの信仰告白を行わざる者たちに関する国王の勅令」(通 る方向へと向かわせた。国家の目において有効な婚姻は、 護を受けられない婚姻であったが、プロテスタントの婚姻をめぐる議論は、婚姻成立のための手続を世俗化させ 法なき愛(L'amour sans la loi.)」と呼んだ。一八世紀プロテスタントの「荒野の婚姻」は、 「寛容令」)を立法し、カトリックにあらざる者たちに対し、裁判官の前での婚姻を認めたのである。 二〇世紀フランスの家族法改革にその名を残したカルボニエは、一八世紀フランスのプロテスタントの婚姻を 当時、 カトリックの主任司祭の前で挙行される必要が 秘密婚として、 法の保

のなかで既に指摘されているように、「信仰の自由」という革命的な原理を密かにすえられた「寛容令」の先には

本稿の目的は、カトリックにあらざる者たちに裁判官の前での婚姻を認めた一七八七年一一月「寛容令」成立の

判例の役割について考察するとともに、木崎喜代治著『信仰の運命』(一九九七年)

過程に果たした数々の著作、

権を保護する判例法理を確立させたのである。

令」の撤回 ことにより、 おいて有用性を失う。何故なら、もともと素朴にも周知の事実によって立証されていた夫婦や親子関係とい 信仰に関わらず、すべてのフランス人に共通の「民事婚」への道が続くということを確認することである。 八世紀フランスの裁判官たちは、プロテスタントの子供たちの身分占有を認め、プロテスタントの子供たちの相続 テスタントの婚姻から生まれた子供たちは、 分の証明は、 かった身分占有は、 身分占有(possession d'état)の概念についても検討するところになるであろう。ローマ法においては知られていな この過程で、我々はアンシャン・レジームの婚姻に関して考察することはもちろん、中世カノン法の流れを汲む (一六八五年)後、身分占有はその有用性を取り戻す。当時、カトリック教会で挙行されなかったプロ 文書による証明システムに取って代わられたからである。ところが、ルイ一四世による「ナントの勅 カトリック教会における小教区の登録簿 中世カノン法において発達した身分の証明手段であるが、フランスのアンシャン・レジームに 内縁者の子供とされ、 (教区簿冊 ; registres paroissiaux)の発達を国家が推進させた 相続権を否定される存在であった。しかし、

である」と論じている。 「そして身分証書とは、その民事身分について記載された法定証拠力ある証書であるというのがフランス法の体系 宣告などの総体を意味する個人の身分なのであり、親子関係は民法によって定められるその一内容である」とし、 果に結び付く諸資格、つまり国籍、 る論文のなかで、「フランス法の身分占有とは、社会や家族における個人の地位、より厳密には、民法上の法律効 タントに対して果たした身分占有の役割について指摘している。また、 身分占有を扱う文献は日本においても数多く存在する。なかでも、山田梨花はアンシャン・レジームのプロ 婚姻、 親子関係、 血族関係、 姻族関係、 水野紀子は、民事身分(état civil) 氏名、 住所、 性別、 行為能力、 に関い テス

中世の身分占有を次の二種類に分類して論じている。婚姻の身分占有 (possession matrimoniale) と親子関係の身 はいえない「法なき愛」にとどまるものなのである。 分占有(possession de filiation)である。前者は夫婦がお互いに夫という身分、妻という身分を占有するところか ンシャン・レジームのうちに裁判における婚姻の証明手段から姿を消していった。つまり、国家の法律の定める手 のイニシアティブにより、教区簿冊といった証書による婚姻の証明が発達するのに従い、夫婦による身分占有はア さらに、中世における身分占有に関する学位論文のなかでドゥムーラン=オザリ(DEMOULIN-AUZARY)は、 (方式)にのっとって行われていない婚姻は、身分占有はあるかもしれないが、国家の目において有効な婚 一般的に夫婦による身分占有(possession d'état d'époux)と呼ばれている。既に述べたところであるが、国家

だけでは婚姻には及ばないことを明確に示したのである。その一方で、身分占有は親子関係を証明するために一八 に、民事吏の前における婚姻の挙式の証書を提出することを免除することはできない」と規定し、身分占有がある ○四年民法典に取り込まれた。起草当時の三二一条(現行法では三一一-一条がこの条文にあたる)は、次のよう この点は一八○四年民法典に引き継がれている。一九五条は「身分占有は、身分占有を相互に援用する自称夫婦

す諸々の事実の十分な集合によって立証される (三三一条)身分占有は、 個人とその個人が属することを主張する家族の間の親子関係および血族関係を示

個人が属することを主張する父の名を常に名乗ったこと、

これらの事実の主要なものとは

その者が常にそのように社会において認知されたこと、 父がその者を自らの子として扱い、かつその資格で子の育成、 扶養、 自立に資したこと、

その者がそのように家族によって認知されたこと。

書』(一七七○年)を執筆し、身分占有について論じている。 に、ポルタリスは、アンシャン・レジームでの弁護士時代に、一八世紀プロテスタントの婚姻問題の ちが、もともとアンシャン・レジームにおける法律の実務家であったということは強調されてよいであろう。 合(証拠)として民法典のなかに取り込まれている、この点、ポルタリスをはじめとする四人の民法典の起草者た このように、 中世カノン法に由来する身分占有は、 親子関係を証明するため、 法廷において立証可能

料とは言い難」く、「もし可能であれば最低の条件として他の王令集との対比・照合が望ましい」と指摘している。 をイザンベールの『王令集』と対比・照合させながら利用することとした。 そのため本稿では、 が、今日ではアンシャン・レジームの王令を調査するために欠かすことのできない資料である。しかし、この資料 介する。まず、国王立法について参照したイザンベールの『王令集』は、一九世紀に入って出版されたものである 使用されたテクストがオリジナルではなく、第二、第三の写本に依拠したという集成方法に鑑みて一等級の印刷資 宜であるが、抜萃であるという難点もさることながら、テクスト批判が厳密に行われていないという事実、とくに については志垣嘉夫からの批判がある。 ここで、アンシャン・レジームのカノン法、国王立法、判例を調査するにあたって参照した原典資料につい 婚姻に関するカノン法、 志垣はこのイザンベールの『王令集』について、「王令を参照するには便 国王立法を調査するにあたり、 カミュの 『婚姻法典』(一七七〇年) て紹

CAMUS) 館 存在している。 七七〇年に出版された『婚姻法典』である。後者の パ (アルシーヴ・ナショナル)の基礎をつくった高等法院弁護士アルマン=ギャストン・カミュ IJ のフランス国立図書館に所蔵されている『婚姻法典』には、それぞれ出版年と編者の異なる二種類の著作が の編纂であることがわかっており、婚姻に関するカノン法、 ピエール・ル=リダン(Pierre LE RIDANT)が編纂した一七六六年出版の『婚姻法典』、そして一 『婚姻法典』は匿名のまま出版されているが、 国王立法の抜粋から構成される法令集であ 後に国立古文書 (Armand-Gaston

集された判例がアルファベット順の事項別に分類されている。 (DENISART) また判 例については、 の判例集と元司法官ギュイヨ 前掲 カミユ 0) 『婚姻法典』 (GUYOT) が整理し出版した判例集を参照した。どちらの判例集も収 のほ か、 パ リ・シャト ĺ 裁判所検察官ド ゥ] ル

ると同時に、

判例集でもある。

ざる者たちに裁判官の前での婚姻手続が与えられるまでを追う(三)。最後に、すべてのフランス人のために信教 確認する 夜の婚姻の状況について概観し、 タントの子供たちの相続に関する判例を通じて考察し、一七八七年一一月「寛容令」によって、 であろう(二)。その後、一八世紀プロテスタントの婚姻の問題について、その問題を取り扱った著作とプロ を明らかにしたい。この動きの中で、プロテスタントの婚姻の有効性に関する裁判管轄権は国家が持つことになる 家が自ら婚姻に関する立法を行い、婚姻に関する裁判管轄権をカトリック教会から次第に奪っていったということ ていったのかを実際に追う前に、 では、プロテスタントの婚姻という視点に立って、アンシャン・レジームを通じて婚姻法がどのように世俗 (一)。次に、 トリエントの公会議開催から「ナントの勅令」の撤回に至るまでの時期について追い、 プロテスタントがサクラメントとしての婚姻から袂を分かったという点につい 本稿の構成を以下に簡潔に述べることにする。まず、我々はトリエント公会議 カトリックにあら ーテス 祀 7

0 区別なく、 共通の民事婚の手続を設けた革命法、そして民法典について概観する(むすび)。

注

(1)privé, 5° édition, DALLOZ, 2006, p. 194-209 protestantisme français, juillet-août-septembre, 1986, p. 31-57. なお、「法なき契約」の議論については、 « La Révocation de l'Edit de Nantes et le protestantisme français en 1685 », dans supplément au Bulletin de la société de l'histoire du protestantisme français », dans Bulletin de la société de l'histoire du protestantisme français, tome 125, janvier-février-mars, ろうか。また、アンシャン・レジームのプロテスタントに関して、カルボニエは以下の論文も残している。 J. CARBONNIER. 要であろう。 棄院判決の評釈等が参照される。B. ANCEL et Y. LEQUETTE, Les grands arrêts de la jurisprudence française de droit international の法にのっとって婚姻が挙行されていない場合には、法の保護を受けられないことをこの表現に込めたといえるのではなか た者に対しては法に代わる」と規定している。しかし、法にもとづかない合意までが法に代わるかどうかについては議論が必 ではないが、 75.カルボニエは「法なき契約(contrat sans la loi.)」の議論を念頭に置いていたものと考えられる。婚姻を念頭に置いた条項 J. CARBONNIER, « L'amour sans la loi. Réflexions de psychologie sociale sur le droit de la filiation, en marge de l'histoire du 契約における当事者自治の原則を定めているフランス民法典一一三四条は「適法に形成された合意はそれを行っ カルボニエは一八世紀プロテスタントの婚姻を「法なき愛」と表現したが、 婚姻が法にもとづかない場合、 一九五〇年六月二二日破 , 1979, p. 47-

(2)*jusqu'à 17*89, 1901; réimpression à Nîmes, Lacour, 1997, thèse pour le doctorat de la Faculté de droit de l'Université de Paris ; P. BELS, *Le* た学位論文として、 ボニファスとベルの学位論文が挙げられる。 E. BONIFACE, Le mariage des Protestants depuis la Réforme

フランスのアンシャン・レジームにおけるプロテスタントの婚姻をテーマとする論文は少ないが、その通史を取

り扱っ

mariage des protestants français jusqu'en 1685, Paris, LIBRAIRIE GÉNÉRALE DE DROIT ET DE JURISPRUDENCE, R. PICHON ET

de droit de Paris. ゃらじ、 rapports de l'Eglise et de l'Etat dans la législation du mariage du Concile de Trent au Code civil, 1900, thèse pour le doctorat de la Faculté R. DURAND-AUZIAS, 1968, thèse pour le doctorat de la Faculté de droit et de Sciences Economiques de l'Université de Toulouse. **** の学位論文が挙げられる。C. LE TERTRE, La religion et le droit civil du mariage, Defrénois, Paris, 2004, thèse pour le doctorat de la 国家と教会の関係について、 婚姻は宗教と深い関わりをもつが、この観点から近年に著された学位論文としては、 婚姻の視点から追った文献としてはバスドゥヴァンの学位論文を参照した。J. BASDEVANT, Des ル=テルトル

(3)religion catholique る」と紹介を行っている。但し、« ne font pas profession » は「信仰告白をしていない」と訳されるべきであろうから、 おいては、 一七八七年一一月「寛容令」について、日本では、はやくも穂積重遠が「Edit concernant ceux qui ne font pas profession de la 勅令の標題を「カトリック 即ち勅令の標題には『舊教教職ニ在ラザル』者と廣く記してあるが、規定の實質は新教徒のみに關して居 (旧教) の信仰告白を行わざる者たちに関する勅令」と改めることにしたい。穂積重遠

Faculté de droit de l'Université de Nantes

(4) 『信仰の運命』 (岩波書店・一九九七年) 二三八頁参照

(改造社・一九二四年) 三六七頁注四参照

『離婚制度の研究』

(5) BONNET, C. SALLES & collectif, Histoire du mariage, ROBERT LAFFONT, 2009. また、アンシャン・レジームにおける婚姻 *au Code Civil de 1804*, Brill, Leiden Boston, 2008 ; A. BURGUIERE & F. LEBRUN, *La famille en Occident du XVI^e au XVIII^e siècle :* 問題に関しては、 フランスにおける婚姻の通史を取り扱った文献として、メルシオール=ボネの次の著作が挙げられる。MELCHIOR-以下の文献を参照した。 A. LEFEBVRE-TEILLARD, Autour de l'enfant : Du droit canonique et romain médiéval

le prêtre, le prince et la famille, coll. Historiques, EDITION COMPLEXE, 2005 ; A. LEFEBVRE-TEILLARD, Introduction historique au

照 九八八年)三〇-五八頁、 イエルン法史に即して─」明治学院論叢四二七号(一九八八年)一-一一三頁・同四四四号(一九八九年)一-一七○頁参 る結婚の約束と性関係」京都学園法学創刊号(一九九○年)七二−九七頁、 九八九年)三一-五四頁・同一二五巻三号(一九八九年)二三-四六頁、波多野敏「フランス、アンシャン・レジームにおけ 末期フランスにおける婚姻の成立(一)・(二)完」法學論叢一二一巻二号(一九八七年)三九-六三頁・同一二二巻二号 ルブラン droit des personnes et de la famille, PUF, Paris, 1996 ; J. GAUDEMET, Le mariage en Occident : les mœurs et le droit, Paris, 1987 ; A. ESMEIN, *Le mariage en droit canonique, 2 volumes*, BURT FRANKLIN, New York, 1968 (originally published : Paris 1891) ; フランソワ・ [著] 藤田苑子 〔訳〕『アンシャン・レジーム期の結婚生活』(慶應義塾大学出版会・二〇〇一年)、波多野敏 波多野敏「アンシャン・レジームにおける婚姻の成立 (一)・(二) 完」法學論叢一二五巻一号 辻泰一郎「親の婚姻同意権 (一)・(二) ―近世バ

(6)droit civil français, 1884, thèse de la Faculté de droit de Toulouse du protestantisme français, tome 134, avril-mai-juin, 1988, p. 241-259 ; C. AURIOL, Du rôle de la possession d'état en droit roman et en Paris Sud XI; A. LEFEBVRE-TEILLARD, « Les problèmes juridiques posés par l'édit de 1787 », dans Bulletin de la société de l'histoire romano-canonique : mariage et filiation (XIIe et XVe siècle), L.G.D.J., 2004, thèse pour le doctorat de la Faculté de droit de l'Université de canonique et romain médiéval au Code Civil de 1804, supra note 5, p. 207-219 ; F. DEMOULIN-AUZARY, Les actions d'état en droit A. LEFEBVRE-TEILLARD, « NOMEN, TRACTATUS, FAMA: variation sous un même terme », dans Autour de l'enfant: Du droit

(7)野紀子「フランスにおける親子関係の決定と民事身分の保護(一)・(二)・(三)」民商法雑誌一○四巻一号(一九九一年)二 - 三四頁・同一○四巻三号(一九九一年)三○六 - 三三二(三四 - 六○)頁・同一○五巻一号(一九九一年)二五 - 五○頁、 山田梨花「フランス法における身分占有―要素・性質・証明―」法学政治学論究二二号(一九九四年)七七-一〇五頁、 水

社 伊 展開」ジュリスト六〇五号(一九七六年)一〇六-一一五頁、 学協会雑誌九三巻八号(一九七六年)一五一-一五九(一三〇七-一三一五)頁、 政治二八巻三・四号(一九七八年)一六五-二〇九(四八一-五二五) 昌司「(フランス判例研究五) 四年)七七-八一頁、 嫡出父子関係を争う母の権利と子の身分占有・破棄院民事第一部一九七七年二月一八日判決」判例タイムズ五一七号(一九八 による再改正の周辺(大陸法部会)」比較法研究四六(一九八四年)二〇二-二一三頁、二宮周平「(フランス判例研究二〇) (下)」戸籍時報二四三号(一九七八年)二五-二九頁・同二四四号(一九七八年)二-八頁、滝沢聿代「民集二九巻四号」 ・一九九二年)二○三−二一八頁、星野茂「身分占有の概念に関する若干の考察」明治大学大学院紀要第二五集(1) 藤昌司 (一九八七年) 二三七-二五〇頁、 盛岡短期大学研究報告二四号(一九七三年)五五-六五頁 判例タイムズ四〇二号(一九八〇年)四七-四九頁、 「フランス親子法における身分占有」林良平=甲斐道太郎 (一九七〇年) 一五三-一九四頁、 - 二平先麿「フランス法における嫡出の推定と否認」戸籍時報三二一号(一九八四年)四-一三頁、 嫡出否認によらずに父子関係を否定しうるとされた事例・パリ控訴院一九七八年一 伊藤昌司「フランス一九七二年親子法における身分占有―一九八二年六月二五日の法律 中川善之助「養子縁組の代諾者と家に在る父母の意義 田中通裕「フランスにおける自然親子関係に関する一考察」 青山尚史「無効な身分行為の追認 青山尚史「虚偽の嫡出子出生届と養子縁組 〔編集代表〕『谷口知平先生追悼論文集一 頁、二平先麿「フランス法における身分占有 有地亨「フランスにおける親子法の近時 -判例の追認理論を中心に 表見的父母の代諾による 家族法』 月二四 (信山

(8)山 田 前掲注7八〇一八一頁

幼者縁組の不成立」民商法雑誌九巻二号(一九三九年)三一七-三二六頁

(10)(9) F. DEMOULIN-AUZARY, supra note 6 「フランスにおける親子関係の決定と民事身分の保護 前揭注(7)八頁参照

- (11)Jean-Louis HALPÉRIN, L'impossible Code civil, PUF, Paris, 1992, p. 267
- (12)travaux inédits sur le Code civil, publié par le vicomte Frédéric Portalis (son petit fils), Paris, 1844, p. 441-491 PORTALIS et PAZERY, « Consultation sur la validité des mariages des protestants en France » , 1770 ; PORTALIS, *Discours, rapport et*
- (13)1789, 30 volumes, Paris, BELIN-LEPRIEUR, LIBRAIRE-EDITEUR, 1829 ISAMBERT, DECRUSY et TAILLANDIER, Recueil général des anciennes lois françaises, depuis l'an 420, jusqu'à la Révolution de
- (15)(14)志垣嘉夫『フランス絶対王政と領主裁判権』(九州大学出版会・二〇〇〇年)二二七頁参照

[ARMAND-GASTON CAMUS], Code matrimonial, ou Recueil complet de toutes les loix canoniques et civiles de France, des

- (16)dispositions des Conciles, des Capitulaires, Ordomances, Edits & Déclarations ; & des Arrêts & Réglemens de tous les Parlemens & Tribunaux Souverain, rangés par ordre alphabétique, sur les Questions de Mariage. Nouvelle édition par M***, 2 volumes, Paris, 1770
- civil du Clergé », dans *Droits*, n° 39, 2004, p. 77-90 J. B. DENISART, Collection de décisions nouvelles et de notions relatives à la jurisprudence actuelle, 14 volumes, Paris, 1771-1807; カミュの業績については、以下の論文が参照される。Quentin EPRON, « Armand-Gaston Camus. Du Gallicanisme à la Constitution
- (17) GUYOT, Répertoire universel et raisonné de jurisprudence civil, criminelle, canonique et bénéficiale, 17 volumes, Paris, 1784-1785

トリエント公会議前夜の婚姻の成立

1 両当事者の合意

る。⁽²⁰⁾ リエントの公会議まで、婚姻には「両当事者の合意」が存在すれば、いかなる手続も必要とはされなかったのであ は合意のみによって締結される」ものであった。 西ヨー 婚姻を一様に規制していた。およそ一二世紀以降のカトリック教会法が承認していたところによれば、「婚姻 ッパにおいては、 宗教改革にいたるまで、 婚姻の成立について、カノン法は多くの慣習と儀式を持つが、 カトリック教会のカノン法が婚姻に関する至高の立法であ

立の要件であることを示唆している。 ますように」と述べ、やや含みを持たせているものの「合意ただそれのみ あるが、合意ただそれのみによって婚姻は成就するということを、現在受け入れられているほどに、 (solo consensu)」がこの時代の婚姻成 天が歓迎され

エラスムスは、『新約聖書註解』(一五一六年)のなかで、「今日広く諸学派において人々が言っているところで

成行為であるとし、その婚姻の紐帯を聖なる神の恵みのしるしと考えることによって、婚姻を七つの「サクラメン (エフェソの信徒への手紙V 132)と述べたことにあるとされる。教会は、婚姻を当事者二人の合意による純粋な諾 れば、新約聖書のなかでパウロが婚姻を指して「このサクラメントは偉大である(Sacramentum hoc magnum est)」 婚姻のサクラメントの根拠は、カトリック教会で使用されてきたウルガダ版聖書 (秘跡)」のうちのひとつに数えた。中世カトリックの成果は、ここから「婚姻非解消の原則」を打ち立てたこ (四〇五年頃完成) に依拠す 返すが、カトリック教会の打ち立てた「婚姻非解消の原則」は、 付けたものを、 上の根拠とされたのである。カトリック教会は、 ラスムスに代表されるような聖書研究の成果は、 上で、これをあえてラテン語でそのまま「この神秘は偉大である(Mysterium hoc magnum est)」と訳してい がギリシャ語原典では「この神秘は偉大である(Tò μυςτήριον τοῦτο μέγα εσίν)」とされていることを明らかにした しかし、 『新約聖書註解』 カトリック教会はトリエントの公会議において婚姻をサクラメントのひとつであると公式に宣言するが、 カトリックの内部でも、 人は断ち切るなかれ(Quod Deus conjunxit, homo non separet.)」(マタイXIX 6; マルコX 9)を繰 において、聖書のギリシャ語原典に照らし、この問題に取り組んでいる。 婚姻が本当にサクラメントかどうかという議論は続けられていた。 神聖なサクラメントである婚姻について、聖書の言葉「神が結 プロテスタントが婚姻のサクラメントから袂を分かつ上で、 批判にさらされることになる。 彼は、 問 エラス 題 0 ムスス 個 工 所

とである。

解消することのできないサクラメントであると考えることに異議を唱えたのである。 春のあっせん女と売春のあっせん業者を通じて、悪く悪魔が自分の手下たちを結びつけたのなら、 と聖書は教えているが、「しかし悪く子供時代(pueritia)が結び付けるのなら、ワイン、盲目無知の場合にも、 の僕を通じて正しいやり方でお断ち切りになる」と述べ、精神的に未成熟な子供が取り交わした婚姻であっても、 エラスムスは、 婚姻非解消の原則を次のように告発している。 神が結び付けたものを人は断ち切っては これを神は自ら なら

束を立てようとも、 ら、それこそ神が語ったことなのだから」と、自ら親の立場で語っている。 ターは『卓上語録』のなかで、親の同意のない秘密婚に対して、「もし私の同意なしに、 神はこのような婚姻を解かれる。 そして娘が私の意思を知るとき、 神の意思も知る。 私の娘が婚約 なぜな

約

意を婚姻有効の要件とはしていなかった。カトリック教会は、両当事者の合意があれば、 これに対し、 カトリック教会は、婚姻当事者である子に対して、親の同意を得るよう勧告してはいたが、 親の同意がなくとも、 親の同

2 婚姻の約束(sponsalia)と秘密婚

度取り交わされた婚姻を有効と考えていたのである。

祝福 姻の紐帯が夫婦の間に創造されると考えられるからである。カトリック教会で与えられる婚姻の祝福は、 現在形の文言を取り交わし、司祭は二人の結合を祝福するのである。 行為を伴う。これにより、 来婚姻することが当事者同士の間で約束される。これは公開で行われ、指輪が手渡されるというような象徴 ントが創造されたことに対する祝福だと言うことができるであろう。 の約束が相互に取り交わされた結果として、自動的に、婚姻当事者にサクラメントがもたらされ、 (sponsalia per verba de praesenti)」が取り交わされる。教会の前に、婚姻当事者はお互いに相手を夫とし、妻とする 婚姻には慣例として、まず「未来の言葉による婚姻の約束(sponsalia per verba de futuro)」が取り交わされ、 (bénédiction nuptiale)を二人に与える非常に重要な時である。「現在の言葉 婚姻を成就させるべき道徳的義務が生じる。次いで、「現在の言葉による婚姻の約束 カトリック教会にとってこの瞬間は、婚姻 (現在形の言葉)」によって結婚 解消不可能な婚 サクラメ

copula carnalis の問題も含め、両当事者しか知らぬ婚姻の成就の秘密性、 かれた。 回しかし、この合意主義の思想は教会の与り知らぬところで行われる秘密婚の問題を孕むものであった。 司祭がサクラメントをもたらすのではなく、サクラメントの原因は、あくまでも両当事者の合意にお つまり非公開性と証人の欠如は、特に批

姻障害を生じさせてしまう危険性を孕んでいたからである。 判にさらされた。 秘密婚 0 問題は、 当事者の一方が婚姻を否認し第二の婚姻を行った場合には、二重婚姻という婚

婚 になる。一方、フランスのプロテスタントも、 らトリエントの公会議を開催する。この公会議には世俗国家の代表も派遣され、 タント教会にとっても、解決すべき問題として共有されるところとなる。その後、 短が成立した場合であれ、 現在の言葉」で二人だけで婚姻を取り交わした場合であれ、 秘密婚の問題は、 カトリック教会、 独自に婚姻に関する立法を行う動きを見せる。 世俗国家の貴族たちのみならず、 「未来の言葉」の後に性関係を持つことによっ 婚姻法改正に向けて始動すること カトリック教会は 新興のプロテス 五. 几 [五年か 7

3 フランス改革教会の婚 姻 法

パリで開催され、その多くがカルヴァンの手からなると言われる『信仰告白』と『教会規則』が受け取られた。こ の会議における成果は、 公会議の決議より早い一五五九年第一回フランス改革派教会全国会議において婚姻立法を行っている。この会議は れたのは、 力 トリ ック教会は一五 一五六三年一一月第二四回総会でのことであった。一方、フランスのカルヴァン派プロテスタントは 婚姻訴訟を受理する意向で、婚姻に関する立法を行ったことである。 几 .五年からトリエント公会議を開催していたが、公会議によって婚姻法改正 の決

は次の六条にとどめられた。 ればならならず(三三条)、挙式が執り行われた婚姻を登録簿に記載すること(三四条)。各地方の改革派教会に対 (BEL) によれば、パリにおける教会会議の決定が婚姻に関する最初の教義を構成する。そして、 夫婦は契約を取り交わした後、 婚姻公示 (bans) をさせ、 自らの婚姻を祝福させなけ その 内容

ル

重に指導されており(三五条)、「世俗の司法官の権威を何ら侵害することのないように」、姦通を理由として婚姻 を解消させる権能を持たないことが述べられる(三六条)。さらに、「年齢の達していない」子供は両親の同意がな しては、 ·れば婚姻することができず、子供の親権については、改革派教会の宗務局がこれを制御しうること(三七条)。 「婚姻の約束 (sponsalia)」の非解消性が肯定され、婚姻を不意に襲うであろう係争の管轄権は宗務局に付 血縁関係と姻戚関係の婚姻障害に関し、 カトリック教会によって禁止された親等での婚姻を避けるよう慎

与されることが定められている(三八条)。

Genève)」の婚姻と呼んだ。この「ジュネーヴ様式」の婚姻は、その後、アンリ三世が一五七九年五月ブロ の意味も持っていることは以上の通り、歴史的に興味深いところである。 ち合い、証書を作成する役割に特化される。contrat de mariageの語が、婚姻契約という意味とともに夫婦財産契約 オルドナンス以降、 トを問わず行われていたが、この慣行を国王立法が禁止したのである。公証人の婚姻との関わりは、このブロワの る。公証人の前で「現在の言葉で」取り交わされる婚姻契約(contrat de mariage)は、 ルドナンス四四条で公証人に対し「現在の言葉で」婚姻契約を受けとることを禁じるまで続いていたと考えられ で」婚姻契約を取り交わした後、牧師によって祝福されるものであった。これを「ジュネーヴ様式 そもそもプロテスタントの婚姻は、教会組織が立ち上がる以前からの慣行として、公証人を前に 教会での婚姻挙式に先立って行われる夫婦財産契約など、 財産に関する婚姻前の取り決め カトリック、 プロテスタン (à la mode de 「現· 在の言葉

法政論集 240号 (2011)

しかし、アンシャン・レジームのフランスでは、カルヴァン派はもちろん、アルザスのルター派プロテスタントに

ところで、ドゥニザールによれば、「ドイツの宗務局は、婚姻をサクラメントとしてではなく、民事契約として

婚姻の解消を言い渡し、離婚を認めることができた」。

しかみなさないという自称改革派婚姻思想の原則に従って、

0

非

解消性が肯定され、

婚姻に関する係争の裁判管轄権が宗務局に認められている。

宗教改革以降、

フランスでは、

カトリック教会、

国家、

改革派教会といった三つの勢力がそれぞれ婚姻

権が、 妪

婚姻の立法の管轄権から演繹されていたということを確認するであろう。

(mariage mixte)

におい

て顕著となるのである。

これより我々は、

六世紀に

お

13 ては、

婚姻に関する裁判管轄

異なる宗教間

0 婚 に関

する

立法を行う時代に入った。そのいずれが婚姻の裁判管轄権を持つかという裁判管轄権の問題は、

争の管轄権を宗務局に付与している点は、 派教会全国会議において、すでに「婚姻の約束 おいても 離婚は認められていなかった。このカルヴァン派プロテスタント教会が、 婚姻の裁判管轄権を考察する上では重要であろう。 (sponsalia) | の非解消性を肯定し、 一五五九年第一 婚姻を不意に襲うであろう係 回フランス改革

切り とも、 を世俗の裁判官の手に委ねることが決議されている。 回フランス改革派教会全国会議を開催し、 裁判官の管轄であった。ところが、 姻無効の申立て、 問題だけに照準を定めていた。一六世紀において、 離 リエント公会議前夜においてカトリック教会の裁判管轄権は、サクラメントが関わる婚姻の絆が介在してい 婚姻がサクラメントであることを否定した。そして、フランスのプロテスタントは、 世 俗 の裁判官の管轄権に委ねるべきであると考えられたのであろう。また、「婚姻の約束 別居に関する領域の訴訟を管轄していたのである。 宗教改革がおこると婚姻の領域にも影響がもたらされる。 独自の教義を持つに至ったが、その会議のなかで姦通という重要な問 カトリック教会は、 姦通は身体に対する犯罪であることから、 つまり、 婚姻の約束の実行、 それ以外の民事効果の領域 婚姻 五五九年パリで第 ル 教会の管轄権から ター 故障 Ŕ 0 (sponsalia) 申 が世 立て、 力 ル ヴ 婚 る T 0

注

(18)多かったといえよう。A. BURGUIERE & F. LEBRUN, supra note 5, p. 21. オリヴィエ=マルタン〔著〕塙浩 によりこれらの障害に免除を認めることもできた。カノン法の婚姻障害の数は多いが、婚姻障害から逃れるための口実もまた **史概説』(創文社・一九八六年)四○二頁参照。** での婚姻の禁止。 カトリックの宗規であるカノン法は数多くの婚姻障害を設けていた。一夫一婦制(monogamie)。男一四歳まで、女一二歳ま 四親等までの婚姻の禁止などである。他に、聖職者や修道士の婚姻の禁止などがある。ただし、教会は場合 〔訳〕『フランス法制

(21)(20)J. BASDEVANT, supra note 2, p. 61 ; J. GAUDEMET, « La formation de la théorie canonique du mariage », dans Revue de droit

(19)

辻

「親の婚姻同意権(一)— 近世バイエルン法史に即して —」

前揭注5三頁参照

- VANDER AA, MDCCV, Cum speciali Privilegio Illustr. ac. Praepotent. Ordd. Holl. & West-Frisiae, 98, F (republished by The Gregg Press EXACTA, DOCTORVMQVE VIRORVM NOTIS ILLVSTRATA, TOME SEXTVM, LVGDVNI BATAVORVM, Curâ et impensis PETRI EMENDATIORA ET AVCTIORA, AD OPTIMAS EDITIONES, PRAECIPVE QVAS IPSE ERASMVS POSTREMO CVRAVIT, SVMMA FIDE *canonique*, tome 32, n° 2, juin 1982, p. 108. オリヴィエ=マルタン・前掲注⒀九七二頁。 ERASME, COMPLECTENS NOVVM TESTAMENTVM, 1516; ERASME, DESIDERII ERASMI ROTERODAMI OPERA OMNIA
- ERASME, COMPLECTENS NOVVM TESTAMENTVM, supra note 21., 855, A; 856, A

Limited, London, Printed in Belgium, 1962)

(23)ら五世紀にかけて聖ヒエロニムスが訳したウルガタとは相当異なるものとなった。カトリック教会の教義の基礎であったもの 成されている。 エラスムスの 慎重であったエラスムスは、法王レオ十世にこれを献呈しているが、エラスムスのラテン語訳は、 『新約聖書註解』(一五一六年)は、 新約聖書のギリシャ語原典、その新ラテン語訳とエラスムスの注から構 四世紀か

(27)(26)

は、 の歴史7』(中央公論社・一九六九年)二八〇-二八一頁参照。 印刷術の発明、それによる印刷物の増加、 訂正されたという点で、エラスムスは後世に影響を与える画期的な事業を行ったのであった。グーテンベルクによる活版 ウルガタを一五四六年トリエントの公会議においてカトリック教会の公式書として認知した。松田智 読者層の拡大がこれを支えたことはいうまでもない。これに対し、 [責任編集] [世界 カトリック教会

(24)カルヴァン 〔著〕 森井真 〔訳〕『カルヴァン・新約聖書註解Xガラテヤ・エペソ書』(新教出版社・一九八五年九版)

(25)ERASME, COMPLECTENS NOVVM TESTAMENTVM, supra note 21, p. 698 D-E

二五九頁参照

LUTHER, Propos de Table (Tischreden), trad. Louis Sauzin, Edition Montaigne, Paris, 1932, p. 351

premier, supra note 5, p. 201 ; A. LEFEBVRE-TEILLARD, Autour de l'enfant Du droit canonique et romain médiéval au Code Civil de copula calnalis (肉体関係) が生じれば婚姻は成立すると考えられていた。A. ESMEIN, Le mariage en droit canonique, tome

カトリック教会が婚姻に関して法律を制定するための唯一の権限を有していた時代には、「未来の言葉による婚姻の約束」

(28)1804, supra note 5, p. 31

P. BELS, *supra* note 2, p. 97-98

(29)P. BELS, supra note 2, p. 98; E. BONIFACE, supra note 2, p. 45

(30)を目指して決定される民事的合意 チエ (POTHIER) が contrat de mariage の語は、 『婚姻契約 あるときは、夫婦をかたちづくる合意(convention)を意味する。 (contrat de mariage)』のタイトルで意味したのがこれである。またあるときは、 (les conventions civiles)を含む証書を意味している。後者の意味での 婚姻に関する概論を執筆したポ contrat de mariage は

般的に、公証人の前で、保存用の原本を伴い取り交わされるものである。DENISART, supra note 17, ed. 1786, « CONTRAT DE

(31)トの離婚の問題に関しては以下の文献が参照される。 DENISART, supra note 17, éd. 1786, tome V, « CONSISTOIRE DES PROTESTANS », p. 333. また、ドイツにおけるプロテスタン 藤田貴宏「別居から離婚へ―一七世紀プロテスタント離婚法学(一)・

(二・完)」独協法学七四(二〇〇八年)二六四-一八三頁・同七五(二〇〇八年)二七〇-一七一頁。

(32)J. BASDEVANT, supra note 2, p. 137-138

(33)

Ibid., p. 137-138

国家による婚姻立法

国王による婚姻立法とカトリック教会

1

当時、 秘密婚を防ぐための最初の国王立法、一五五六年二月「秘密婚に対抗するための勅令」によって、国王は、親の同 王アンリ二世は、トリエントの公会議が婚姻について決議するのを待たず、国家法で秘密婚に対抗しようとする。 ランシー(MONTMORENCY)事件は、国王をも巻き込んだ秘密婚の事件であったが、この事件の後、フランス国 プロテスタントばかりではなかった。フランスの貴族たちも、親の同意のない秘密婚を問題としていたのである。 親の同意がなくとも、両当事者の合意があれば婚姻を有効と考えるカトリック教会に真っ向から反対したのは、 秘密婚や婚姻目的の誘拐など、親の意に添わない婚姻の有効性が、貴族たちの間で議論されていた。モンモ

二世は、 意のない秘密婚をした子を相続廃除にし、合意のみによる婚姻を有効と認めない態度を明らかにしている。アンリ 国王立法を通じて、 貴族たちの婚姻を注意深く監視しようとしたのである。

らの伝統を踏襲し、夫婦の合意にサクラメントの成立を見ているが、ただしその成立は司祭と二人または三人の証 人の証人の面前で挙式することを条件に、 もとづく秘密婚を認める一方で、婚姻の成立には主任司祭と証人の立ち合いを命じている(「タムエトシ令」)。 二四回総会においては、婚姻をサクラメントでないと言う者にアナテマ(破門制裁)を宣言し、改めてサクラメン 人の立ち合いがなければ果たされないものとなったのである。 の「タムエトシ令」は、親の同意を婚姻の要件としたい貴族たちの意向を退ける一方で、主任司祭と二人または三 トであることが確認された(「婚姻のサクラメントについての規定」カノン一条)のである。また、自由な合意に 議を行った。 方、 カトリック教会は、 婚姻は、既に一五四七年第七回総会で七つのサクラメントの一つであることが確認されていたが、 一五六三年一一月トリエントの公会議第二四回総会において、 両者の合意がある婚姻を有効とした。つまり、 カトリック教会は中 婚姻に関する重要な決 か

侵害する者に対して破門の脅かしで牽制している。 この「婚姻のサクラメントについての規定」カノン一二条は次のように述べ、 婚姻に関する教会の裁判管轄

カノン一二条) 教会の裁判官による婚姻訴訟に配慮しないという者は、 破門となる。

が、 カノン一二条は、 ン リ二世は、 トリ 婚姻に関わる立法を行うと同時に、 エントの公会議の決定を待たず、 既に国家法で秘密婚に対抗するための立法を行ってい 婚姻に関する裁判管轄権を教会から奪おうとする世 た 俗

かし」による婚姻を犯罪として禁じている。一五五六年二月勅令を確認する一五七九年ブロワのオルドナンスは る権利は、 0 秘密婚は決して有効ではないとする立場の者からすれば、秘密婚とは誘拐であり、「かどわかし」という犯罪とし 婚姻当事者が二五歳以下であり、親の同意のない場合には、「かどわかし」を推定してさえいる。 わかし(rapt)」の犯罪として訴追するための立法を立て続けに行う。一五七九年五月「ブロワのオルドナンス」、 ニ ; Le Vayer de BOUTIGNY)とも、「婚姻を裁判する権利は、婚姻について立法する権利の必然的帰結である」 (ジュール・バスドゥヴァン ; Jules BASDEVANT)とも言われている。その後、国家は未成年者の秘密婚を「かど 一六二九年一月オルドナンス(「ミショー法典」)、一六三九年一一月二六日国王宣言といった国王立法は、「かどわ 権威に対するカトリック教会からの異議申し立てであると言うことができるのではないだろうか。「法律をつく おのずとその法律自体への違反を判断する権利を奪うものである」(ル・ヴェイエール・ド・ブーティ 親の同意のない

わされていないと宣言することができたのである。このように、「かどわかし」の犯罪は、 から婚姻に関する裁判管轄権を奪う上での突破口となったのである。 力的行為は、その者の同意を無効にすると解し、国家は「かどわかし」の結果としての婚姻について有効に取り交 の無効はカトリックの教会裁判所でしか宣言することを許されないはずだが、一方の当事者に対して行使され も一五七七年二月八日付の陳情書(cahier)のなかで国王に懇願している。サクラメントに関わることゆえ、婚姻 を問う審理をやめなければならなかった。カミュの ⁻かどわかし」の訴えによって婚姻に関する教会の裁判管轄権が妨げられることのないよう、聖職者たちははやく このため、「かどわかし」の審理が国王裁判所で開始されると、 『婚姻法典』によれば、ブロワで開催された三部会において、 教会裁判所は既に開始されてい 国家がカトリック教会 た婚姻の有効性

て世俗の権力が罰しなければならないものだったのである。

となる。

姻訴訟に

おけ

る裁判管轄については、

アンリ四

世の一五九八年「ナントの勅令」(「和

平

勅

令

2 裁判管轄権の抵触

権は、 所、 会、 めの唯 テスタントもまた宗務局 (consistoire) でカトリック教会が独占していた婚姻の裁判管轄権に異議を申し立てていた。この動きに対して、フランスのプロ 教会の裁判官が裁判管轄権を持たないと言う者に破門を宣言したが、これはカトリック教会が婚姻法を制定するた プロテスタントの宗務局、そして国王裁判所の間における、 国家、 六世紀、 婚姻に関する立法の管轄権から導き出されるものである。フランスでは、 の権限を有していた時代の終焉を示唆するものである。 改革派教会といった三つの勢力の裁判管轄権が競合する時代に入った。 主権国家の出現と宗教改革がほぼ同時に進行したことは興味深い。 において信者の婚姻訴訟を受理する意向を表明していた。 国家は自ら婚姻立法を行うことによって、それま 裁判管轄権の抵触 カノン一二条は婚姻訴訟に対して 一六世紀半ばに、 つまり、 (conflit de juridiction) カトリックの教会裁 婚姻の裁判管轄 カトリック教 が 問題

うに規定する。() 効性について判断 別条項四一条) 個別条項四一条がこれを決定している。 内補足は、 Ļ 当該宗教の者 婚姻が合法かどうかを決定するためには、 引用者による。 (プロテスタント) たちによって行われ、そして取り交わされた婚姻 個別条項四 条は、 当該宗教の者 婚姻訴訟における裁判管轄権を次のよ (プロテスタント) が被告なら の有

ば、この場合には、

国王の裁判官が当該婚姻の事実の裁判権を有する。そして、当該宗教の者

(ブロテスタン

判官に属する

説

び教会の裁判官に属する。 ト)が原告で、被告がカトリックの場合には、その裁判管轄権はカトリック教会裁判所裁判官 両当事者が当該宗教の者 (プロテスタント) であるならば、 裁判管轄権は国王 (official) およ

ある。 とができる。実際、革命まで、教区裁判所はカトリック教徒の婚姻の有効性に対して裁判管轄権を持ち続けるので が裁判管轄権を持つ。これは条文に明記されていないが、 原告も被告もカトリックの場合には、 カトリックの 教区裁判所 国家にとって自明の前提であると指摘するこ (officialité) の教会裁 判所

婚姻問題への介入を国王立法で明確に阻止していることを指摘することができる。局に対して婚姻訴訟の管轄を認めることはなかった。時代はさがるが、ルイ一四世は、 タントの宗務局の裁判管轄権を完全に否定している。事実、その後一度も、 第二に、 原告も被告もプロテスタントの婚姻訴訟については、 国王裁判所が管轄することが規定され、 国家は明示的にプロテスタントの宗務 プロテスタントの宗務局 プロ テス

令」個別条項四一条は、こうして婚姻訴訟の裁判管轄権を主張するカノン一二条を侵害したのである。この侵害は 他方当事者であるカトリック信者についてカトリック教会は裁判管轄権を持たないことを意味する。「ナント 従う(actor sequitur forum rei)」の原則が活かされているように思われる。すなわち、原告がカトリックで、被告が プロテスタントの場合については、国王裁判所が裁判管轄権を持つことが規定されている。つまり、これは婚姻 あるか、それともプロテスタントであるかによって、管轄裁判所が決定された。ここでは、「原告は被告の法廷に カトリックとプロテスタントの婚姻の有効性を判断しなければならない場合には、 被告が カトリックで

を果たさなければならない。

ク聖職者たちとの蜜月を感じさせるものである。 リックの婚姻を禁じている。この立法措置は、 六八○年カトリック教会からの建言を受けたルイ一四世は、同年一一月の勅令によって、プロテスタントとカト カトリックとプロテスタントの婚姻それ自体を禁止することによって予め封じ込めることが可能である。 ローマ教皇との緊張関係が続くなかにおいて、 国王と国内カトリ

管轄権に帰属させることを示した。この管轄規定に従えば、 テスタントの婚姻を民事契約であるとして、プロテスタントの婚姻の有効性が問題となっている事件を自らの いて、そして両当事者がプロテスタントの場合において、 たサクラメントとして考えるのに対し、プロテスタントにとって婚姻は合意そのものである。そして、 カトリックとプロテスタントでは、 婚姻の性質が異なる。 国王の裁判官は裁判管轄権を持ち、 原告がカトリックで被告がプロテスタントの場合にお カトリックにとって婚姻は合意を神聖 正義を分配する義 国家はプロ

次の二つの一般規則によって支配される。 合の訴え(action mixte)」であるのかによって区別される。バルトルス(BARTOLUS DE SAXOFERRATO 1314-訴え(action purement personnelle)」であるのか、それとも「純粋に物的訴え(action purement réelle)」、または「混 レ(D'ARGENTRÉ)はこれらに「混合法 (statua realia)」に分け法規の抵触問題を解決することを主張していたが、一六世紀のフランス学派のダルジャント 1357) を代表とするイタリア学派の法規分類学説 ・ゥニザールによれば、 裁判官の管轄とは、 (statua mixta)」の分類を認めていた。民事事件の裁判管轄については 裁判官が事件を審理する権利のことである。 (théorie des statuts)は、法規を「人法 (statua personalia) √ 事案は、 「純粋に 人的

第一の規則は、「純粋に人的訴え」に関する規則である。もしある者が「純粋に人的訴え」を提起することを望

する選択権を持つ。

混合の訴え」であれば、

人は問題の不動産の所在地の裁判官の前か、

被告の住所地の裁判官の前で、

従うことが必要である。 第二の規則は、「純粋に物的訴え」または 彼は訴えを被告の住所地の裁判官の前に届け出なければならない。「原告は被告の法廷に従う」の原則 「混合の訴え」に関する規則である。 もし「純粋に物的訴え」 または 13

を持つかという点を規定したのが、一五九八年「ナントの勅令」個別条項四一条だったのである。 則が不可欠であったのである。王権、 ても、人の属する宗教によって、 クが原告でプロテスタントが被告の場合には、 ロテスタントが原告でカトリックが被告ならば、 カトリックとプロテスタントの間で婚姻の有効性が争われる場合に、裁判管轄を決定している点で重要である。 原告は被告の法廷に従う」の原則に基づいて、起草されたものだと考えられる。この規定は、 ボニファスは個別条項四一条について「管轄の規定を確認」したものであると表現している。実際、一五七六年 純粋に人的訴え」に関する婚姻の裁判管轄について規定した「ナントの勅令」 婚姻の裁判管轄が異なる当時においては、管轄を規定するための王国の統 カトリック、プロテスタントといった三つの勢力のうちのいずれが裁判管轄 国王の裁判官が裁判管轄権を持つと規定された。 カトリック教会の裁判官が裁判管轄権を持つ。 個別条項四一 対して、 条は、 同じ王国内にお 特に法廷に カトリッ の 的

轄規定を受け継ぐものである。 五月勅令(「パリ勅令」)一〇条、一五七七年九月勅令(「ポワチエ勅令」)個別条項八条が、王国の裁判所における プロテスタントの婚姻に関する裁判管轄権を既に明示していた。「ナントの勅令」個別条項四一条は、 これら

:王国全土での礼拝の自由を認めているのに対して、一五九四年九月「ポワチエ勅令」はその時代に現実に維持さ

和田光司は、「ナントの勅令」の成立過程について、一五七六年五月

三度も、プロテスタントの宗務局の裁判管轄権が否定されていたことになる。 教会の裁判官または国王の裁判官であることが規定された。 貫している。そもそも、 的根拠はカトリックとプロテスタント両陣営の合意にある。「パリ勅令」一〇条、「ポワチエ勅令」個別条項八条、 規定に関する条項のたどった軌跡は、「パリ勅令」から「ポワチエ勅令」を経て、「ナントの勅令」に至るまで、 で決着した。これをポワチエ王令の発展形として捉えることも可能であろう」と論じている。これに対して、管 れている場所に礼拝を限定していることなどを指摘して、「ナントの勅令はパリ王令よりもポワチエ王令に近 「ナントの勅令」個別条項四一条では、 宗教戦争における一連の和平勅令は、 婚姻の有効性が問題となっている場合に、 つまり、カトリックとプロテスタント両陣営の 休戦協定の性格を色濃く持つものであり、その法 裁判管轄を持つのはカトリック

の司 裁判官に身分に関する争訟を集中させ、身分訴訟のための証拠を国王裁判所に集中させることになるであろう。 ないかと考えられる。ところが、ルイ一四世は宗務局に婚姻の有効性を判断することを禁じた。 ているのだ」と指摘している。その後、 司法官に与えなければならなかったのだろう。 この点につきボニファスは、「民事上の正義 (justice civil) すなわち、 法制度の外にあって、プロテスタントのための仲裁廷のような機能を果たし、 牧師に婚姻の登録簿を作成し、 民事契約である婚姻は婚姻の約束を受け取り、 アンリ四世およびルイ一三世の治世下で、 国王裁判所に送付することを命じている。この帰結は、 ところが、この純粋に民事的役割を人は自称改革宗教の牧師に授 は自らの権利を取り戻さねばならなかったの 婚姻の登録簿を維持するという純粋に民事的権能 プロテスタントの宗務局 紛争解決にあたってきたの それとほほ時 で は 期 国 け ろ

民事社会の統治と良き秩序に属するすべてのものを調整するために神が

ものである。

従って、契約である婚姻は、

八世紀のポチエは、

「契約である婚姻は、

他のすべての契約と同様に、

政治的秩序

(ordre politique)

に属する

築き上げた世俗権力の諸法律に服する」と述べている。国家は婚姻の裁判管轄権を握る過程で、民事契約である婚 とは理由なきことではないように思われる。「ナントの勅令」個別条項四一条は、世俗国家による婚姻の裁判管轄 姻を観念した。 権の主張であり、それを確立していく上で重要な一歩を標したものであると言えよう。その過程で、 婚姻の裁判管轄権についての考察を通して見る限り、ほぼ時を同じくして主権国家が現れ、宗教改革が起こったこ トも、人がまだ婚姻をサクラメントとしては考えていなかった古の思想に立ち返っているのである。このように、 同じ頃、プロテスタントはサクラメントである婚姻から袂を分かっている。国家も、プロテスタン 国家がプロテ

スタントの婚姻に対する裁判管轄権を主張したことは、それが民事契約と考えられたが故の当然の帰結であった。

3 民事身分(état civil)の立証

九年五月「ブロワのオルドナンス」は一八一条で次のように規定する。 簿冊 ; registres)を王国の裁判所に運ぶよう命じている一八一条については検討する必要があるであろう。一五七 ンス」は、王国の婚姻手続に関するいくつかの規定を持つが、カトリック教会の洗礼、 具体的な立法が、アンリ三世による一五七九年五月「ブロワのオルドナンス」であった。この「ブロワのオルドナ フランスは、 トリエントの公会議の決議を受け入れず、国家は独自に婚姻手続を立法する道を取る。この 婚姻、 埋葬の登録簿 最 初 0

るため、余の裁判所書記長に対し、 (一八一条) しばしば人の出生、 婚姻、 自らの裁判所の管轄の主任司祭またはその助任司祭を毎年ごとに追及し、 死 埋葬に関わる裁判で行われざるを得ない証人による証明を避け

civil) 事身分を掌握するための重要な支柱となることを意味する。また、民事身分を登記する制度が拡充されたことによ 規定を出生や死亡のみならず婚姻についても広げ、出生、 ス」一八一条の内容は、表現を変えつつも、その後、多くの法律のなかで繰り返されている。 り、身分訴訟においては、書類による証拠が証人の証言にとって代わることとなった。この「ブロワのオルドナン にまで遡ることができる。「ブロワのオルドナンス」一八一条は、この「ヴィレール・コトレのオルドナンス」の の整備が命じられることとなった。このことは、フランス王権にとって、カトリックの教会組織が臣民の民 (état civil) の起源は、 洗礼と埋葬について定めた一五三九年「ヴィレール・コトレのオルドナンス」 婚姻、死亡の民事身分(戸籍) の証 書(6) (acte de l'état

その年に行われた自らの小教区の洗礼、

婚姻、

埋葬の登録簿を毎年年末後の二ヶ月以内に運ぶことを命じる。

宣言によって新たな解釈を与えられた。秘密婚については、「内縁関係の恥辱の影響を強く受け、その子孫に至る どちらに対しても、 まで、相続における無能力者である」ことが宣言 あった証人による婚姻の証明は認められなくなる。 たちまでも相続廃除にすることが規定されている。また、婚姻の証明については、 その後、「ブロワのオルドナンス」に定められた王国の婚姻手続は、ルイ一三世の一六三九年一一月二六日 但し、婚姻の登録簿が存在しない何らかの事情がある場合には、夫婦による身分占有(possession d'état d'époux) 書面以外の方法で、婚姻の約束の証拠を受け取ることが禁止され(七条)、それまで、可能で (五条)され、婚姻当事者のみならず、秘密婚から生まれた子供 世俗の裁判官と教会の裁判官の

によって婚姻を立証することがこの頃はまだ可能であった。これを示す一六七六年一月七日パリ高等法院

法の定める婚姻登録簿が存在しないカトリックの夫婦の事件であるが、証人による婚姻の証明を認

マン)判決は、

めている。

『婚姻法典』はこの事件を次のように伝えている。

行われた婚姻契約 たと主張する小教区の登録簿 彼らは常に夫と妻として見なされていた、そして彼らはこの資格で複数の証書を作成していた。 高等法院付き代訴士、ドーアン(Dohin) 〔書〕さえも提出されていた。しかし、 (教区簿冊) のなかに存在しなかった。彼女が自分の婚姻が行われたと言ってい はラクロ(Laquelot)嬢と三七ないし三八年間生活を共にした。 婚姻挙式の証書はラクロ嬢が自らの婚姻が挙式され

一六三三年に

証書を報告していなかったからである。 攻撃された。彼らは口々に彼女を合法的な妻として見なせないと言った。なぜなら、彼女は自分の婚姻挙式 ドーアン氏が死亡すると、夫婦財産契約書による受贈者であったラクロ嬢は、 自分の夫の傍系親族によって

た日には別の証書が見出されていた。

い評判は、 婚姻させたことを実際に証言していた。 れによれば、 に維持することを決定した。裁決は一六七六年一月七日に下された。人はひとつの証明書を報告していた。 しかし、 傍系親族の要求を拒絶すること、そしてラクロ嬢をドーアン氏によって残された財産の占有のなか ソエヴ 婚姻が行われるはずであった司教区の元助祭が、自分が一六三四年にドーアン氏とラクロ嬢とを (Soëfve) 氏の言うところによれば、長い占有は、とりわけドーアンが常に享受していた良

とを理由に、傍系親族が相続問題の先決問題である婚姻の有効性を攻撃した事案である。しかし、法廷は夫婦の長 寡婦が主張する婚姻挙行日 のカトリック教会の証書のなかからは、 夫婦の婚姻挙式の証書は発見されず、そのこ

ず、長期にわたる身分占有を婚姻に転換させ、 よるものと思われるが、 い身分占有を根拠に、傍系親族の請求を退けている。このとき、法廷において、 元助祭の証言だったのである。 遺贈を認め、夫婦がともに培ってきた人格を法廷が保護した点は注 婚姻が主任司祭の前で行われていなかったにもかか 決定的証拠とされたのが、 面

目される。

ばならず、三ヶ月ごとに、 トリッ 六九年二月一日国王宣言九条は、「牧師は、 簿の作成が命じられる。一六六四年九月二二日国王国務会議裁決九条、一六六六年四月二日国王宣言一○条、 する一手段であったのである。ところが、ルイー 手続を強制しなかったのだと考えられる。この頃、身分占有はまだプロテスタントにとって婚姻の民事身分を トリック教会の婚姻登録簿と同様に、 なったのである。しかし、このルイ一四世の立法によって、プロテスタントの牧師の作成する婚姻登録簿には、 い」と規定した。プロテスタントにとっても、 トが婚姻をサクラメントとして考えていないことに配慮し、あえてプロテスタントに対しては、 一月二六日国王宣言は、プロテスタントに対しては特に何も命じてはいなかった。ルイ一三世は、プロテスタン では、プロテスタントの婚姻については、 の改宗を強制するという迫害、 四世の時代、 自らの管轄のバイイ裁判所とセネシャル裁判所の書記課に抄本を納めなければならな 長靴を履いた宣教師とよばれる竜騎兵 訴訟の際の証拠としての地位が与えられるであろう。 ドラゴナード 自称改革宗教の者たちによって行われる洗礼と婚 どのように立証されていたのであろうか。そもそも、 もはや身分占有だけでは婚姻の民事身分を立証することはできなく 四世の治世に入ると、プロテスタントの牧師に対しても婚姻 (dragonnade) (dragon)をプロテスタントの家に宿泊させ、 が始まっている。 新たに礼拝の実践を禁じ 個の カトリックの 前掲 登録簿をつ it 力 力

られ

た地域では、プロテスタント教会は破壊され、牧師は追い払われ、プロテスタントにとっては婚姻の予告をす

検討する。

王国務会議裁決の内容を確認する。この国王国務会議裁決には改行による区切りはないが、 婚姻にあたらせることを決定する。以下に、自称改革宗教の者たちの洗礼と婚姻に関する一六八五年九月一五日 婚姻させるため、一六八五年九月一五日国王国務会議裁決が国家選任の牧師をプロテスタントの洗礼 婚姻を挙行することも難しくなっていった。そのため、プロテスタントにプロテスタントとして洗礼を 全体を内容ごとに四分

姻を行うことのできる方法を与えることも望まれている。 施させることを許される。また同様に、陛下は、当該地方の婚姻を望んでいるプロテスタントたちに安楽に婚 恒; intendant) 実践が禁止されている諸地方に存在する自称改革宗教の者たちは、陛下の州に配属中のアンタンダン 会議に臨席され、先の六月一六日の会議の裁決を介して、次の必要を満たした。自称改革宗 であり、親任官僚である者たちによって選ばれた牧師たちを介して、自らの子供たちに洗礼を (地方長

プロテスタント教会を破壊し、牧師を追い払っていった。そのため、「ナントの勅令」の撤回以前から、 ントは牧師の前で婚姻を行う必要があったのである。ところが、ルイ一四世はドラゴナードよって、多くの地方で れば民事身分を立証できなくなっていた。婚姻の民事身分とその効果を確固たるものとするためには、プロテスタ に洗礼と婚姻の登録簿を作成することが命じられてからは、プロテスタントにとっても婚姻の登録簿が存在しなけ らの婚姻は身分占有という事実の集合によって証明されていたのである。しかしながら、ルイ一四世によって牧師 プロテスタントの婚姻の成立のために必ずしも牧師の介在が必要とされていたわけではなかった。 いたると

彼

アンタンダン ころでプロテスタントの間で婚姻は困難なものとなっていったのである。この問題を解決するため、 (地方長官) に牧師を選任させ、この国家選任の牧師に洗礼と婚姻の登録簿を作成する任務にあたら ルイー 兀 世は

せようとしたのである。

と、そして同様に、その駐在地の場所のなかで洗礼を行うために、配属中のアンタンダンであり、 ある者たちによって決定された日程であること。 それは牧師が居住し、設置される駐在地の裁判所の筆頭官吏 る者たちによって設けられるのと同じ牧師を介して、新教徒たちはお互いに婚姻することができるが、ただし るための、先の六月一六日の国王国務会議裁決の遂行において、配属中のアンタンダンであり、親任官僚であ ②陛下が、 会議に臨席し、 命じた、 命じているところとは、自称改革宗教の者たちの子供に洗礼を受けさせ (principal officier de justice) の立ち合いがあるこ 親任官僚で

定されることが示されている。ここでは、裁判官には婚姻挙式の一証人としての役割が与えられている。 るが、婚姻には裁判所の筆頭官吏の立ち合いが義務づけられた。そして、婚姻の挙行日はアンタンダンによって決 を受けさせることを決定していたと解される。 ンダン選任の牧師に、プロテスタントの婚姻を行わせようとしたのである。恐らく、裁判官を指すものと考えられ 六八五年六月一六日国王国務会議裁決は、アンタンダンが設ける牧師によって、プロテスタントの子供に洗礼 一六八五年九月一五日国王国務会議裁決はこの洗礼のためのアンタ

③婚姻の挙式においては、 牧師たちは、 自称改革宗教の教義の本に記されている、 自称改革宗教の説教、 講

に婚姻することを望む二人のプロテスタント各人の居住する場所に最も近い国王裁判所(siège royal)にお ることを許されない。陛下は、婚姻に先立って行われなければならない公示と予告に関して、それらがお互 話と実践を一切行ってはならず、 四親等までの、 婚姻する者たちの近親者以外のプロテスタントは一切出 「席す

て、ただ法廷(audience)においてだけ行われるということを、望んでおられる。

に限定された。 されているような説教などは行ってはならない。また、挙式に立ち合うことができるのは、 婚姻挙式について牧師に与えられた役割は、 婚姻予告については、国王裁判所の法廷で行うことが決定されている。 非常に消極的なものである。牧師はプロテスタントの教義の本に記 四親等までの親族だけ

royal) であ 裁決の執行に取り組むことを命じておられる。陛下臨席のもと、シャンボール城における国王国務会議にて のアンタンダン 金に処すものとして、書記 この登録簿には筆頭裁判官 六八五年九月一五日作成。 ④陛下は、上記の手続にのっとらず、遵守することなく婚姻を行った牧師たちには格別の処置を下すつもり の書記課 婚姻を行った者たちによって署名された証明書を、毎月月末に、最も近い国王の裁判所 (地方長官) (greffe) に報告し、費用なしに、 (greffier) がこれを行うこと。 署名コルベール であり、親任官僚である者たちに、 (premier juge) により整理番号がふられ、署名されること。五〇〇リーヴル 登録簿の上に差し込むことを彼らにはっきりと重々命じる。 陛下は、陛下の州および総徴税区において、 自らの所管 (département) の中で各々目下の (juridiction 配 の罰

込まれた証明書には、 録簿の上に差し込まれることが命じられている。 されることが明言されている。 よって執り行われることが決定されたが、 以 上の 通 ŋ プロ テスタントの婚姻は、 筆頭裁判官によって整理番号が 牧師には、 婚姻の際に作成された証明書を国王の裁判所の書記に報告すること、 これに従わない牧師には、 国王裁判所の法廷で、 尚、 この事務にかかる費用は無料である。また、 ふられ、 署名がなされる。そして、以上の事務を怠った裁判 裁判所の筆頭官吏の立ち合いのもとに、 刑事罰と考えられるが、「格別の処置」 登録簿上に差し 牧師 \mathbb{F} 13

所書記には五○○リーヴルの罰金が明言されている。

際、「ナントの勅令」撤回の混乱の中、一六八五年九月一五日国王国務会議裁決が実施されることはなかった. けてはいるが、婚姻の民事身分(état civil)については何も規定していないことから問題が生じることとなる。 ローの勅令」は、王国に残ったプロテスタントから生まれた子供に対しカトリックの主任司祭による洗礼を義務 のであった。しかし、この一ヶ月後、不意に「ナントの勅令」 のプロテスタントのために、アンタンダンが選任する牧師を配置し、 「ナントの勅令」を撤回した「フォンテーヌブローの勅令」により、王国全土から追放された。「フォンテー ここまで見てきたように、 一六八五年九月一 五日国王国務会議裁決は、 が撤回されたのである。 洗礼と婚姻の民事身分の登記手段を与えるも プロテスタントの礼拝が禁止 プロテスタントの牧師は ・ヌブ 実 方

せるべきだったのでは されたが、ルイ ではあったが、この時点ではまだ裁判官は婚姻挙式における一証人であって、 かで、この国王国務会議裁決に注目している。 ○○年後、 マルゼルブ (MALESHERBES) は、 四世は国王国務会議裁決に従い、プロテスタントの洗礼と婚姻にあたらせるための牧師を帰還さ ない かと問うたのである。 王国全土でプロテスタントの婚姻が禁止され、 その後一七八七年「寛容令」 『プロテスタントの婚姻に関する意見書』(一七八五年) 裁判官に婚姻を執り行わせるという 起草に携わることになるマルゼルブ 牧師は王国から追 0) な

構想は持っていなかったことがわかるであろう。

に我々は気づかされる。牧師にかえて、世俗の司法官による婚姻挙式が構想されるには、 姻の合意を受け取り、民事身分の登録簿を作成する役割はまだプロテスタントの牧師に委ねられているということ を構想していたが、この時点では、プロテスタントの婚姻は、それが民事契約であると考えられていたにせよ、 ラール 六八五年九月一五日国王国務会議裁決は、プロテスタントのために裁判所における裁判官の面前での婚姻挙式 (MONCLAR)による『フランスのプロテスタントの秘密婚問題における神学的・政治的意見書』(一七五 エクスの検事総長モンク

注

五年)を待たなければならないのである。

(34)参照 滝澤聡子「一五世紀から一七世紀におけるフランス貴族の結婚戦略」人文論究五五巻一号(二〇〇五年)二九三-三〇九頁

(35)うのも、 職者から構成される一種の裁判所を招集し、聖職者たちは、大元帥の息子フランソワとジャンヌに尋問手続を行った。 せることを望んでいたモンモランシー大元帥は、これを無視することを決意する。大元帥は、 かに約束を取り交わし、婚姻は成就した。しかし、自分の息子をアンリ二世の庶子であるディアーヌ・ド・フランスと婚姻さ ・モンモランシー モンモランシー事件について、メルシオール=ボネは次のように伝えている。「モンモランシー大元帥の息子フランソワ・ 大元帥は、 トリエントの公会議はまだこのような問題について決断を下していなかったからである。また、息子フランソワ自身 教皇パウロ四世に対し、 (François de MONTMORENCY)は、下級貴族の娘ジャンヌ・ド・ピアンヌ 婚姻の合意の交換を無効とみなすよう訴えた。聖座はためらいの態度を見せた。 国王の同意をとりつけ、 (Jeanne de PIENNES) 次い

(38)

BONNET, C. SALLES & collectif, supra note 5, p. 456 ; J. GAUDEMET, supra note 5, p. 315 ; 波多野「アンシャン・レジームにおけ る婚姻の成立 (二)・完」前掲注5二七頁、三二-三三頁 (注一)参照 もあっさりと父権の命令に対し譲歩した。この間、 ij 五五七年五月四日、 教皇は自身の意見を与えた。婚姻は、ジャンヌ自身がこれを放棄したという明示の条件によって、 フランソワ・ド・モンモランシーとディアーヌ・ド・フランスは盛大に婚姻した。」S. MELCHIOR-何の知らせも与えられないまま、ジャンヌは修道院に送られている。 無効とされる、と。 0

(36)les Edit contre les mariages clandestins (Paris, février 1556), dans ISAMBERT, supra note 13, tome XIII, p. 469-471; Edit de Henri II, sur mariages des enfants de famille, dans Code matrimonial, supra note 15, p. 99-103

(37)S. MELCHIOR-BONNET, C. SALLES & collectif, supra note 5, p. 454-456

波多野「アンシャン・レジームにおける婚姻の成立 (二)・完」前掲注5三八頁

(39)tome XIV, p. 151 なく、教会において人間たちによって発明されたもの、恩恵をもたらさないと言う者は破門である。] Isambert, *supra* note 13 「(カノン一条) 婚姻が真に、本質的に、新約の七つの秘跡のうちの一つでないと言い、キリストによって制定されたもので

(40)なる公会議は前述の禁止が人間の不服従のために役に立っていないということに気づき、秘密婚に対する禁止から生じたとこ する者たちを断罪する。 そして両親の合意なしに結んだ家子による婚姻は無効であるとか、両親が婚姻を認証できるとか無効にできると、誤って肯定 せよ、それゆえに、聖なる公会議は破門の刑を科すことによって、 ると言わない限り、契約者双方の自由な合意によって結ばれた秘密婚が認証された真の婚姻であることを疑うべきではないに 「タムエトシ令」第一章 しかし、 【法律の動機と大意】 神の聖なる教会は最も正当な理由から秘密婚を常に忌み嫌いそして禁止してきた。事実、 教会が秘密婚を無効であり、そしてその結果としてまさしく彼らが有罪であ 〔秘密婚が〕真の認証された婚姻であることを否定する者、

る。 る。 たちの婚姻予告をなしても、もしいかなる法的障害ももちあがらないのならば、 によって三回の連続する祝日に教会においてミサの間に公に婚姻公示され、ミサの間に婚姻が取り交わされるように。その者 婚姻を取り交わし、捨てておきながら、別の女と公に〔婚姻を〕取り交わし、その女と永続的な姦通の中で生きているのであ ろの重罪について検討している。特に、 ノ公会議の足跡に固有のものに対して助言を与えるものである。今後は、婚姻が取り交わされる前に、 その場では、主任司祭は、男と女に尋ね、男女の相互の合意を認め、「父と子と精霊の名において、 教会から発せられる、悪を助長することはできない。その点については、インノケンティウス三世の頃に祝われたラテラ 教会は隠れたことがらについて判断しないものだが、別の解決策を効果的に適用することがないならば、教会とともにあ 実際、恒常的な却罰の状態にあるところの男たちについては、第一の妻とはこっそり 婚姻の挙式に向けて教会の方式で進められ 婚姻当事者の主任司祭 私は汝らを婚姻のな

き聖なる公会議は教区長の慎重な判断に委ねる。 かしら障害が存在するかどうか、たやすく発見されるようにせよ。公に告知された婚姻予告は認可されるように、この件につ 式されること。次に、教区長自身が免除することを判断したのではないなら、婚姻予告は婚姻の完遂の前に教会で行われ、 ることがあるなら、 【法の制限】もしも婚姻予告が執り行われることで、ひとたび確からしい疑惑が去ろうとも、 その時には 一回の婚姻予告だけ行え、少なくとも主任司祭と二人または三人の立ち合いによって婚姻は挙 婚姻が悪意によって妨げられ

かに結びます」と言うか、または各地方の慣用の儀式を同様に別の言葉で言うこと。

のに従って、そのように婚姻する資格が全くないものとし、さらにこのような契約を効果がなく、無効であると決定する。 交すことを企てる者たち。それらの者たちに対しては、公会議が、このような契約をこのデクレによって無効とし、 処罰 「タムエトシ令」原文については、辻「親の婚姻同意権(一)─近世バイエルン法史に即して─」前掲注⑸一○五-一○六 主任司祭または主任司祭か教区長の許可を得た司祭と、二人ないし三人の証人の立ち合い以外の方法で婚姻を取り

頁参照。

(41)Les institutions de la France sous la monarchie absolue 1598-1789, 1974; réimpression à Paris, « Quadrige », PUF, 2005, p. 57. め 一五四五年に開催の始まっていたトリエントの公会議に対し、フランスの使節は、 親の同意のない二五歳未満の子の取り交わした婚姻は無効であると、公会議に宣言させようとしていた。R. MOUSNIER. 一五六三年七月二四日、フランスの使節は親の同意なしに家子が取り交した秘密婚を無効にすることを求めている。 婚姻における証人の立ち合いを強く求 実

(42)ISAMBERT, supra note 13, tome XIV, p. 152: « Can. XII: Si quis dixerit causas matrimoniales non spectare ad judices ecclesiasticos:

BASDEVANT, supra note 2, p. 24

(43)受領指名権(régale spirituelle)をめぐる争い)の際にルイー四世の命令により書かれたものである。 BASDEVANT, supra note 2, p. 42. この著作はrégale事件(司教空位の際の当該教区の徴税権(régale temporelle)と教座の教会禄 で出版されたり、 れていなかったが、多かれ少なかれ正確なコピーが出回った。最初、著者名なしに出版され、その後タロン(TALON) LE VAYER DE BOUTIGNY, Traité de l'autorité des rois touchant l'administration de l'Eglise, 2° partie, 3° dissertation, p. 292; デルペシュ (DELPECH)の名前で出版されたりしたが、最後には著者の名前で出版された 出版されることは予定さ

J. BASDEVANT, *supra* note 2, p. 134.

(45)司祭、 歳以下の未成年者である息子や娘を誘惑した者に対して、親や後見人の同意を盾に取ることができないならば、かどわかしの 一五七九年五月「ブロワのオルドナンス」四〇条は、父親、 助祭またはその他の者に対して、「かどわかしの犯罪の扇動者」として罰することを規定した。また、四二条は、 母親または後見人の同意を確認しないで婚姻を執り行った主任 三五

犯罪者として死刑に処すことを明示している。一六二九年一月オルドナンス(「ミショー法典」)一六九条は、父親、母親、

後

説

事代理に対して、かどわかしとその共犯者にたいして起訴を行うよう、 見人、保佐人の同意がないならば、かどわかしの犯罪の扇動者であり、共犯者であると過去の王令が規定している点に立ち返 じている。さらに、一六三九年一一月二六日国王宣言は前文で、主任司祭、助祭、その他の者たちに対して、父親、母親、 見人、親族の権力のもとにある寡婦、息子や娘をかどわかし、誘拐した者とその幇助者を死刑と財産没収の刑に処すことを命 婚姻予告を行うこと、婚姻には本人の主任司祭と証人が立ち合うことを求めている。また、三条は、国王の検事総長と検 国王の裁判官に対しては、私訴による告訴がなくと

(46)判例は、「かどわかし」の刑事訴訟上の審理が開始されたにも関わらず、 教会が権限の踰越を犯したと判断している(一五九二年二月一九日ディジョン高等法院トゥルネル審理部裁決)。J 教会が婚姻の有効性に関する審理をやめなかっ

犯罪者を死刑と財産没収の刑に処すことを命じている。

(47)Code matrimonial, supra note 15, p. 185

BASDEVANT, supra note 2, p. 139

(48)オリヴィエ=マルタン・前掲注18九七四頁参照

(49)

書として持つ。この個別条項に関して、イザンベール王令集は高等法院における法令登録の記録が見出されていないとする 112. 「ナントの勅令」は、 XV, p. 200-210 ; Articles secrets relatifs à l'édit de Nantes, arrêtés le dernier avril 1598, dans Code matrimonial, supra note 15, p. 111-(Isambert, supra note 13, tome XV, p. 200 en note.)。一方、一七七〇年の『婚姻法典』 Déclaration pour l'enregistrement des articles secrets de l'édit de Nantes (Nantes, dernier avril 1598), dans Isambert, supra note 13, tome 九二条の条文から構成され、さらに個別条項と呼ばれる五七条から構成される国王宣言を付属文

supra note 15, p. 111-112 en note.)。「ナントの勅令」については以下の文献が参照される。和田光司「ナントの王令―史料と内

検こそ行われなかったものの、プロテスタントの特権および特別待遇として善意で遵守されていたとする(Code marinonial

は、

個別条項は高等法院において法令の点

スタントの婚姻に関する訴訟によって世俗の裁判官の価値が高められたと指摘しているが、その根拠は明らかにされていな 容— (上) · (下)」聖学院大学総合研究所紀要三三号別冊 ı 一四二頁。なお、 メルシオール=ボネは、教会裁判所の特権が一五九八年ナントの勅令以降徐々に打ち負かされ、プロ (二○○五年)四九○-五○四頁·同三七号別冊(二○○七年) 九 テ

(S. MELCHIOR-BONNET, C. SALLES & collectif, supra note 5, p. 546.)°

(50)している。J. BASDEVANT, supra note 2, p. 159 バスドゥヴァンも指摘するところであるが、プロテスタントの宗務局の婚姻問題への介入をルイ一四世は立法で明確に阻 ①一六六二年一月一六日ジェックス地方に対して与えられた国王国務会議裁決 「自称改革宗教に対し、 カトリック教会が 止

入れ、 禁止する期間に婚姻を祝福することを禁止し…牧師に対し、 1662, dans *Code matrimonial, supra* note 15, p. 125 裁くことを禁止し、 牧師はバイイ裁判所へ移送すること。」 Arrêt du Conseil d'État, donné pour le pays de Gex, le 16 janvier 当該婚姻に対して申し立てられた異議を自らの宗務局内で受け

こと、その裁判管轄権を取ることを禁じる。 によって、セイヌ、マノスク、ヴルー、 し、その望むところに従って判断すること。] Arrêt du Conseil d'Etat, du 4 mai 1663, dans *Code matrimonial, supra* note 15, p. 125 ②一六六三年五月四日国王国務会議裁決 ル・リュックの牧師に対して、自己の宗務局内で婚姻の異議申し立てを受け入れる 「国王国務会議は、 しかし、 婚姻への異議申し立てはプロヴァンスのセネシャル裁判所の法官に移送 その他の措置の間で、 勅令の国王親任官の分担を空にすること

en Dauphiné, dans Code matrimonial, supra note 15, p. 126 くこと、ナントの勅令個別条項四一条に照らして、婚姻が有効かどうかを決定することを、 粽山かつ° J Arrêt du Conseil d'État, du 18 septembre 1664, portant réglemens généraux sur le partage des commissaires de l'édit de Nantes ③一六六四年九月一八日国王国務会議裁決「(三八条) 国王は 自称改革宗教に行われ、 自称改革宗教の牧師、 取り交わされた婚姻の有効性を裁 宗務局等に

説

Germain-en-Laye, 2 avril 1666), dans Isambert, supra note 13, tome XVIII, p. 77-85; Déclaration donnée par le roi Louis XIV, le 2 avril 交わされた婚姻の有効性を判断しようなどと企ててはならない。」Réglement sur l'exercice de la religion prétendue réformée (Saint-1666, qui règle les choses que doivent observer ceux de la religion prétendue réformée, dans *Code matrimonial, supra* note 15, p. 127-128 ④一六六六年四月二日国王宣言「(一九条) 自称改革宗教の牧師、宗務局、教会会議は、自称改革宗教によって行われ取り

dans Isambert, *supra* note 13, tome XVIII ; Déclaration du Roi, donnée le premier février 1669, dans *Code matrimonial, supra* note 15, p り交わされた婚姻の有効性を判断しようなどと企ててはならない。」Déclaration touchant les religionnaires (Paris, 1ª février 1669), ⑤一六六九年二月一日国王宣言「(一七条) 自称改革宗教の牧師、宗務局、教会会議は、自称改革宗教によって行われ、

(51)à leur intégrité par F. Lachat, volume XXI, Paris, 1865, p. 1-4 ; エメ=ジョルジュ・マルティモール〔著〕朝倉剛=羽賀賢二〔訳〕 MARTIMORT, Le gallicanisme, collection QUE SAIS-JE? n° 1537.); オリヴィエ=マルタン・前掲注図七三三頁、小泉徹 『宗教改 gallicane)の性格を考える上で見落としてはならない視点であるだろう。Cleri gallicani de ecclesiasticà potestate declaratio, 1682 革とその時代』 BOSSUET, Œuvres complètes de Bossuet publiées d'après les imprimés et les manuscrits originaux purgées des interpolations et rendues 皇は世俗の事柄については権力がなく、国王は教皇に服従しないことを宣言した。ここに頂点を迎えるローマ教皇とフラン 『ガリカニスム―フランスにおける国家と教会』文庫クセジュ(白水社・一九八七年)一〇〇-一二九頁 ス国王との緊張関係が国王と国内聖職者との密接な連携において生じたということは、ガリカニスムやガリカン教会 一六八二年、王権神授説の代表的な演説家(orateur)ボシュエ(BOSSUET)が起草したガリカニスム宣言の四条項は、 世界史リブレット二七 (山川出版社・一九九六年) 四三頁参照

(52)

DENISART, supra note 17, éd. 1786, tome V, « COMPETENCE », p. 8

(53)ピーター・スタイン 〔著〕 屋敷二郎 〔監訳〕 関良徳=藤本幸二〔訳〕『ローマ法とヨーロッパ』(ミネルヴァ書房・二〇〇三

年

九一-九四頁参昭

- (55)(54)よって、属地主義の緩和に努めた。一方、ダルジャントレは、人法を例外として認めたにすぎず、人の身分によって不動産 volume, Verlag Detlev Auvermann KG : Glashütten im Taunus, 1970 (1'édition originale publié par F. Pichon, Paris, 1888) international privè, contenant une étude historique et critique de la théorie des statuts et des rapports de cette théorie avec le Code civil, 2 デュムーランは、イタリア学派の法規分類学説を継承し、法規を人法と物法とに区別し、それぞれの適用範囲を定めることに 注邸一〇八-一一〇頁参照。なおフランスの法規分類学説については以下の著作が参照される。A. LAINE, Introduction au droit の相続性を異にするような、人にも物にも関する混合法を認め、 名な学者が現れ、 ムーラン(Charles DUMOULIN 1500-1566)とベルトラン・ダルジャントレ(Bertrand D'ARGENTRÉ 1519-1590)の二人の著 (有斐閣・二〇〇五年) E. BONIFACE, supra note 2, p. 51 法規分類学説 フランス学派を形成する。中世の封建主義の時代から、 (条例理論あるいは法則学説)の中心は、一六世紀に入るとイタリアからフランスに移った。シャルル・デュ 四三-四七頁、 櫻田嘉章 『国際私法 第五版』(有斐閣・二〇〇六年)三五-三六頁、スタイン・前掲 物法の拡大につとめた。溜池良夫 極端な属地主義が行われていたフランスにおい 『国際私法講義
- (56)1576), dans Isambert, supra note 13, tome XIV, p. 280-302 ; Edit de Henri III, donné à Paris, en mai 1576, registré au parlement, le roi y séant, le 14 du même mois, dans Code matrimonial, supra note 15, p. 106 Edit sur la pacification des troubles du royaume, les protestans, les religionnaires fugitifs, la convocation des Etats-Généraux (Paris, mai
- (57)Henri III, donné à Paris, au mois de septembre 1577, registré le 8 octobre suivant, dans *Code matrimonial, supra* note 15, p. 106-107 Edit de pacification des troubles du royaume (Poitiers, septembre 1577), dans Isambert, supra note 13, tome XIV, p. 330-341; Edit de

説

(58)被告であるならば、その管轄権は教区裁判所と教会の裁判官にあるものとする」と規定する。この内容はそのまま「ナントの の者が被告であるならば、この場合、王国の裁判官が当該婚姻の事実の管轄権を持ち、改革宗教の者が原告で、カトリックが 者たちによってなされ、取り交わされた婚姻の有効性を判断し、これが合法か、非合法かを決定するにあたっては、改革宗教 一五七六年五月「パリ勅令」一〇条、一五七七年九月「ポワチエ勅令」個別条項八条の管轄規則は、「さらに、改革宗教の

(59)和田「ナントの王令―史料と内容―(上)」前掲注49四九二-四九四頁参照

勅令」個別条項四一条に引き継がれた。

- (60)和田「ナントの王令―史料と内容― (上)」前掲注49四九五頁参照。 「ナントの勅令」の原典はその締結時に王側とプロテスタント側のために二部作成され、それぞれ両者によって保管された。
- (61)E. BONIFACE, supra note 2, p. 51
- (62)AINÉ, PARIS, 1825, p. 8 (n° 11). 水林彪『国制と法の歴史理論』(創文社・二〇一〇年)五一九頁参照 NOUVELLE ÉDITION MISE EN MEILLEUR ORDRE ET PUBLIÉE PAR LES SOINS DE M. DUPIN, tome 5°, LIBRAIRIE BECHET POTHIER, Contrat de mariage, 1771; POTHIER, ŒUVRES DE POTHIER, CONTENANT LES TRAITES DU DROIT FRANÇAIS.
- (63)du royaume (Paris, mai 1579), dans Isambert, supra note 13, p. 380-463 ; De l'ordonnance de Henri III, arrêtée aux états tenus à Blois, en Ordonnance rendue sur les plaintes et doléances des états-généraux assemblés à Blois en novembre 1576, relativement à la police générale
- (64)216 ; Ordonnance sur le fait de la justice, dans Isambert, *supra* note 13, tome XII, p. 600-640 mai 1579, dans Code matrimonial, supra note 15, p. 107-109 M. MARION, Dictionnaire des institutions de la France XVIII°-XVIII° S., Paris, 1923; réimpression à 1999, « ETAT CIVIL », p. 215-死亡の事項別に分かれ、個人別に記載されるようになっている。このため、

(65)

フランスの民事身分の証書は出生、婚姻、

夫

婦 は ・親子を同 「民事身分」という用語にあまりなじみが薄いため、 一の戸籍に記録する日本の戸籍制度とフランスの民事身分の制度とはかなりの違いがみられる。 個人の家族関係を公示するという点で同じ機能を果たしている「戸 しかし、 日本で

(66)「ブロワのオルドナンス」一八一条の内容は、その後も以下の法律のなかで繰り返されている

を括弧書きで補足した

簿を、 ecclésiastiques, dans Code matrimonial, supra note 15, p. 109-110. アンリ四世は、一五九五年六月の勅令において、「三ヶ月ごとに」 chaque diocèse (Dijon, juin 1595), dans Isambert, supra note 13, tome XV, p. 101; Édit de Henri IV, concernant les greffes des insinuations きないが、当該登録簿を持ってこさせる世話をやかずともよい。」Édit de création des greffiers des institutions ecclésiastiques en 彼らの僕たちによって、濫用が犯されることを防ぐため、三ヶ月ごとに、この者たちが司る洗礼、 間以内の期限で、 教会の登録簿を王国の通常裁判所へ送るよう命じているが、パリ高等法院はこれをブロワのオルドナンスと同様に「一年ごと に」と修正し、法令登録した。その後、 ①一五九五年六月勅令「登録簿の写し(抄本)の交付に際し、 余の通常裁判所の 国王裁判所に教会の登録簿の送付を命じている 書記課の範囲で持ち込むか、送付せよ。確かに、 ルイ一四世の時代に、一六六七年民事王令等の規定がこれを踏襲し、 司教座聖堂参事会、 余の通常裁判所の書記課は休廷に入ることが コレージュ、 婚姻、 修道院、 一年ごとに六週 主任司祭な 埋葬の登録

plaintes 科す。 dans Isambert, supra note 13, tome XVI, p. 223-344. 「ミショー法典」について、カミュの『婚姻法典』によれば、一六二九年一月 の登録簿をつくり、 ②一六二九年「ミショー法典」「(二九条) 余はすべての主任司祭に厳命する。 裁判所書記には、この者たちからいかなるものであろうと要求することを禁止する。」Ordonnance (Code Michaud) sur les des états assemblés à Paris en 1614, et de l'assemblée des notables réunis à Rouen et à Paris, en 1617 et 1626 (Paris, janvier 1629). それを次の年の最初の月に、最も近い通常裁判所の書記課に運べ。 毎年ごとに、 違反するなら、 善良で忠実な洗礼、 五〇リーヴルの罰金を

説

の代名詞として扱われたという。 われている。法令登録とその効果については曖昧なまま、国璽尚書マリヤック失寵のため、引用するに足る権威のない、 たことを宣言したが、高等法院が裁決の署名を拒否したとも、書記が一応署名したものの執行は審査後まで留保されたとも言 Ŧ. 日国王臨席のもと、パリ高等法院において読まれ、国璽尚書マリヤック(MARILLAC) が通常の法令登録により裁決され

- 法院において認証されたとされるが、イザンベールの『王令集』にはこの勅令を見いだせない。 *matrimonial, supra* note 15, p. 121. 婚姻法典によれば、一六三五年五月一六日、ソワッソン(Soissons)伯の指揮によって、 せなければならない。] De l'édit donné à Neuchâtel au mois de mai 1635, au sujet des registres de baptême, mariages, etc., dans *Code* この者たちは先例により毎年年頭の二ヶ月以内に自らの管轄区域の封建貴族と国王裁判所の書記課に登録簿を運ばせ、 ③一六三五年五月勅令「我々は当該主任司祭と助祭に対し厳命する。当該登録簿をしかるべくして証明し、 署名した後で、
- supra note 15, p. 127 d'Etat, du 22 septembre 1664, portant règlement sur plusieurs entreprises de ceux de la religion prétendue réformée, dans Code matrimonial 登録簿をつけねばならず、三ヶ月ごとに、バイイ裁判所の書記課に写し ④一六六四年九月二二日国王国務会議裁決「(九条) 牧師は、当該自称改革宗教の者たちによって行われる洗礼と婚姻の (抄本)を納めなければならない。」 Arrêt du Conseil
- prétendue réformée, dans Code matrimonial, supra note 15, p. 127-128 tome XVIII, p. 77-85 ; Déclaration donné par le roi Louis XIV, le 2 avril 1666, qui règle les choses que doivent observer ceux de la religion から Règlement sur l'exercice de la religion prétendue réformée (Saint-Germain-en-Laye, 2 avril 1666), dans Isambert, supra note 13 ねばならず、三ヶ月ごとに、 ⑤一六六六年四月二日国王宣言「(一〇条) 牧師は、 自らの管轄のバイイ裁判所とセネシャル裁判所の書記課に写し 自称改革宗教の者たちによって行われる洗礼と婚姻の登録簿をつけ (抄本) を納めなければなら

dans Code matrimonial, supra note 15, p. 128-129 en-Laye, avril 1667), dans Isambert, supra note 13, tome XVIII, p. 103-180; De l'ordonnance de Louis XIV, concernant la procédure civile, の受領証を与えなければならない。しかしながら、副本(謄本)が司祭または助祭のもとに残ることになる原本と照合された て行くか送らなければならない。その登録簿を受け取る裁判所書記は、その登録簿にそれが持ち込まれた日付の記載をし、 明された登録簿の副本(謄本)ばかりか原本をも、それに整理番号をつけ花押を行うことになる王国の裁判官の書記課へ持っ (謄本) は、 ⑥一六六七年民事王令「(二〇章一一条) 裁判所書記はすべて費用なしにひとつひとつすべての余白と余っている用紙に線を引いて消した後で、その登録簿の副本 訴訟に備え裁判所書記によって保管されること。」Ordonnance civil touchant la réformation de la justice (Saint-Germain-主任司祭と助祭は、 毎年期限後六週間で、この者たちに署名され真正であると証

Roi, donnée le premier février 1669, dans Code matrimonial, supra note 15, p. 129-130 ねばならず、三ヶ月ごとに、自らの管轄のバイイ裁判所とセネシャル裁判所の書記課に写し 2°] Déclaration touchant les religionnaires (Paris, 1° février 1669), dans Isambert, supra note 13, tome XVIII, p. 199-204; Déclaration du ⑦一六六九年二月一日国王宣言「(九条) 牧師は、 当該自称改革宗教の者たちによって行われる洗礼と婚姻の登録簿をつけ (抄本) を納めなければならな

(67)observé en la célébration des mariages, & contre ceux qui commettent le crime de rapt, dans Code matrimonial, supra note 15, p. 121-125 Isambert, *supra* note 13, tome XVI, p. 520-524 ; Déclaration de Louis XIII, du 26 novembre 1639, portant règlement sur l'ordre qui doit être Déclaration sur les formalités du mariage, les qualités requise, le crime de rapt, etc. (Saint-Germain-en-Laye, 26 novembre 1639), dans

© Code matrimonial, supra note 15, « POSSESSION D'ETAT », p. 770-771

(70)(69) Arrêt du Conseil, du 15 septembre 1685, concernant les baptêmes & les mariages de ceux de la religion prétendue réformée, dans Code 前掲注66 457参昭

de la R. P. R. Extrait des Registres du Conseil d'Etat, dans MALESHERBES, Mémoire sur le mariage des Protestans en 1785, [s. l.], [s. d.], p. choisis par les intendans, à charge par lesdits ministres de ne pas faire de prêches ni exercices autres que ce qui est marque (Chambord, 15 matrimonial, supra note 15, p. 139-140; ARRET DU CONSEIL, Du 15 Septembre 1685, Concernant les Baptêmes & les Mariages de ceux 194-196 ; Arrêt du conseil suivi de lettres-patentes portant que les baptêmes et mariages des religionnaires seront célébrés par des ministres

(71)に関する第二の意見書』(一七八七年)の間で若干用語のずれがあるため、ここでは『婚姻法典』を参照した。 一六八五年九月一五日国王国務会議裁決の原文については、カミュ『婚姻法典』(一七七○年)と『プロテスタントの婚姻

septembre), dans Isambert, supra note 13, tome XIX, p. 529

(72)MALESHERBES, supra note 70, p. 61 (42°).

(73)[Ripert de MONCLAR], Mémoire théologique et politique au sujet des mariages clandestins des Protestans de France, [s. l.], 1755

\equiv 一八世紀プロテスタントの婚姻

1 「もはやフランスにはプロテスタントはいない」

る。ところが、フランスの絶対王政のなかで、この原則はカトリックの国王がカトリックの宗教をすべての臣民に いう一般原則の再確認が行われた。但し、実際にはこの原則には制約が設けられ、宗教上の少数派は保護されてい 六四八年ウエストファリア条約では、「一人の支配者のいるところ、一つの宗教 (cujus regio, ejus religio.)」と

roi.)」を目指したルイ一四世は、プロテスタントの礼拝場所を制限し、教会堂を破壊し、 「フォンテーヌブローの勅令」(「ナントの勅令の撤回に関する勅令」)によって撤回され、 実践を目的とする集会を禁止された(二条)。そして、「ナントの勅令」撤回後も王国に残ったプロテスタントは、 を推し進めてきたが、この国家統合の理想は、「もはやフランスにはプロテスタントはいない」という虚構 いつしかカトリックへの新改宗者であるとみなされていく。「一つの信仰、一つの法、一人の王(une foi, une loi, un 強制することができるというように理解されたように思われる。ナントの勅令は、 ルイ一四世の一六八五年一〇月 暴力によって強引に改宗 プロテスタントは宗教 (フィ

クション)の上に実現されたと言えるであろう。

る。一滴の血も流さずに、プロテスタントたちをカトリックに改宗させ、信仰の国内的統一を成し遂げること、® イ 教会に異端者たちが集合するという偉大なる業績に最後の一手をお与えになりました。 で、王国に残ることが許された。マントノン夫人は、一六八五年一〇月二五日付の手紙の中で、「ルイ一四 であるプロテスタントには、勅令の最後において、神によって光で照らされるべき時、つまり改宗の時を待つなか リックに改宗しない牧師に対して、ガレー船徒刑の刑を科してフランスからの退去を命じたが 口 血も失うところがないと約束してくれましたし、それにルーヴォワ氏も同じことを申しております」と語って 1 几 六八五年一○月一八日署名され、二二日にパリ高等法院に登録された「フォンテーヌブローの勅令」 勅令」の最後の段落は次のように言っている。() 内補足は、 世 は 「フォンテーヌブローの勅令」によってそれが可能になると考えていたふしがある。「フォンテーヌブ 引用者による。 ラ・シェーズ神父は (四条)、 は、 一般信件 一滴 世は 力 0)

自 称改革宗教の者たちは、 神がこの者たち(プロテスタント)を他の者たち(カトリック)と同様に光で照

町や場所に居住し、そこで自らの商売を継続し、自らの財産を享受することができる。 らすことをお望みになることを待つなかで、違反すれば上記の身体と財産の刑罰に科すものとして、いかなる 教であることを口実に妨害されることも、邪魔されることもなく、我々の支配する地方や土地、我々の王国の 性質であれ当該宗教の祈祷または礼拝の口実で実践したり、集まったりしないことを条件にして、自称改革宗

するロワール河以南の諸州において、ドラゴナードは猛威をふるっていたのである。実際、「フォンテーヌブロ タントに対して改宗を迫る竜騎兵が展開するドラゴナードと呼ばれる迫害によって、暴力で改宗が強制され、多く 会を行わないことを条件に、プロテスタントであることを理由に妨害されることも、邪魔されることもなく、彼ら réformée)」の者たちと呼ばれるに過ぎない存在であった。ルイ一四世は、改宗までの間、礼拝をはじめとして集 であろう の勅令」が「ナントの勅令」を撤回する以前から、すでにプロテスタントは迫害の恐怖を覚えていたと言ってよい の血が流されていた。特に、「ナントの勅令」の撤回に先立つ九ないし一〇週間では、プロテスタントが多数居住 に王国に居住し、商売を継続し、財産を享有することを保証している。しかし、王国では既にこれまで、プロテス カトリックを国家の宗教とするフランスの国王立法のなかで、彼らは「自称改革宗教(R. P. R.; religion prétendue プロテスタントは自分たちの宗教を「改革宗教(religion réformée)」であると自負を持って呼んでいた。しかし、

命じてきたことについて、「聖なる公会議は、婚姻のサクラメントに対して不可欠な正規の手続のひとつとして、 その後、 この勅令の冒頭は、 国王ルイ一四世は、一六九七年三月勅令によって、臣民全体に対し「本人の主任司祭の立ち会い」を命 教会と国家がこれまでそれぞれ婚姻のサクラメントの成立に主任司祭の立ち会いを

彼らの一本当の、 ちの王令の規定・条項、 目の違反では追放刑を宣告することを規定したのである。 対して、婚姻を取り交わす者たちの主任司祭または司教区の大司教または司教の書面による婚姻許可がなければ、 遵守されるように」と重ねて述べるとともに、主任司祭ならびに修道会に属していようといまいと司祭のすべてに はなく、本人の主任司祭とされたのである。そして、「婚姻の挙式に関する聖なるカノン法と余の先人たる国王た が、この点を曖昧にしていた。一六九七年三月勅令以降、 ばならないことが明言されていることである。 されるのは、 明な規則の執行を認めたため、 婚姻を取り交わす者たちの司祭自身の立ち会いを命じ、余の先代の国王たちはいくつものオルドナンスで非常に賢 そのような不幸な夫婦を防ぐために、 通常の」小教区の人々以外の者たちを婚姻で結び付けることを禁止し、 〔婚姻を〕取り交わす者たちの司祭自身の立ち会いを必要としているこれらの規定が 不幸な夫婦を有益にも防ぐことができた」と述べている。しかし、 カノン法もこれまでの王令も、 婚姻に立ち会うのは実際に婚姻する当事者の主任司祭でなけ 婚姻に立ち会うのは主任司祭であればだれでもよい 主任司祭の立ち会いを求めてはいた 初犯では罰金刑に、 この箇所で着 二度 n

リックに改宗し、 姻を改めて明確に禁止している。 の小教区に属していなければ婚姻できないことを意味する。 二月一三日国王宣言がこれを規定している。 この勅令の三ヶ月後、一六九七年六月一五日国王宣言は、 婚姻を挙行しようとした。新改宗者 婚姻の立ち会いに本人の主任司祭を要求するということは、 (N. C.; nouveaux convertis) 契約当事者の主任司祭以外の司祭によって行われる婚 合法的な婚姻の手続を求めるプロテスタントはカト の婚姻については、 婚姻当事者がどこか 一六九八年

あることをやめ、

カトリックに改宗した後に、再びプロテスタントに戻ってしまうことを言う。異端に対する刑罰

戻り異端とは、

異端誓絶をしてプロテスタントで

かし、

性急な改宗は、

戻り異端の問題を孕むものであった。

たは故人の名誉に対して、訴訟が提起されることを規定している。この国王宣言の定める刑罰の内容とは、 放刑に減刑されていたが、国外への人口の流出をくいとめるため、一般のプロテスタントが国外に出ることが固 は、 収するというものであった。 端の罪を犯して死んだ者の死体をすのこに乗せて市中をひきまわし、そのあとごみ捨て場に捨て、 トリックに改宗しながら、 禁じられていったルイ一四世の時代には、さらに新たな刑罰が定められた。一六八六年四月二九日国王宣言は、 国璽尚書ミッシェル・ド・ロピタル(Michel de L'HOPITAL)のもとで出された一五六一年七月勅令により追 終油のサクラメントを拒み、プロテスタントとして死去した者については、 生前の財産を没 その死体ま 戻り異 力

ところが、ルイ一四世は一七一五年三月八日国王宣言のなかで次のように語った。

なのであるから。 り、我慢をしたりすることなく、使徒伝来のローマ・カトリックの宗教を抱いたという十分すぎるほどの スタントの 余が王国において自称改革宗教のあらゆる実践を廃止して以降、自称改革宗教出身の者たち、またはプロテ 両親から生まれた者たちが、 余の王国に留まったというこのことが、 彼らが王国で苦しめ

盾を与えることともなった。この一七一五年三月八日国王宣言は婚姻に関して何か規定しているわけではない。 の場ではカトリックの終油のサクラメントを拒むプロテスタントを、 ル この国王宣言は、「もはやフランスにはプロテスタントはいない」という虚構 1 兀 世自身、 この立法の数ヵ月後には世を去るが、この国王宣言で国王は、新改宗者として生きながら臨終 戻り異端の犯罪から救ったのである。一方 (フィクション) に、法の後ろ

手続を強制している点で、過酷な法律であるといえよう。

かし、 行しなければならなくなったと言うことはできるであろう。 クであると擬制され、一六九七年三月勅令にならい、プロテスタントもカトリック教会の主任司祭の前で婚姻を挙 国王によってプロテスタントはもはやフランスにはいないと宣言された以上、王国の臣民はすべてカト ツ

世は、 る。一七二四年五月一四日国王宣言は、新改宗者とみなされたプロテスタントにも十把一絡げにカトリッ トリ することによって、プロテスタントを戻り異端の罪から救済しようとしたルイ一四世の立法動機は忘れ去られ 余の非常に敬愛する陛下であり曾祖父がなしたあらゆる偉大な構想のなかでも、 全に撲滅することを着想したもの以上に、余が熱意を燃やして従い、執行しようとしているものはない」と宣言 その後、 異端撲滅の意思を表明し、真摯にカトリック教会に集わない人々のいることを憂いている。そして、ル ツ なかでも即効性ある対処が求められている悪弊のひとつとして婚姻の挙式を挙げ、改めて新改宗者にも クの婚姻手続を厳命している。この国王宣言では、「もはやフランスにはプロテスタントはいない」と擬 王位を継いだルイ一五世は、成年に達すると、一七二四年五月一四日国王宣言の前文で、「亡き国王、 自分の王国のなかから異端を完 クの イ一五 力

でいたにせよ、合法的な婚姻のためだけに改宗を望んでいたにせよ、結局はカトリックの聖職者が介入する必要性 挙式を行うためには、カトリックの聖職者による改宗の許可が必要であった。プロテスタントが真摯に改宗を望ん ためには、 い」とされ、プロテスタントは新改宗者であるとみなされていたにせよ、法を遵守し、 ここまで「ナントの勅令」 プロテスタントの婚姻を事実上困難にしていたのである。 カトリックへ改宗し、カトリック教会の前で婚姻を行わなければならない。このような子供の身分への 撤回後の国王立法の展開を概観したが、「もはやフランスにはプロテスタントは 婚姻から生まれてくる子供たちの身分を確実にする カトリック教会の前 な

説 を認められるまで教会に通わなければならない期間は司教区ごとに決められていた。その期間を四カ月とする司教 もいれば、六か月、一年というように定めていた司教もいたのである。試練はより厳しく、そして改宗は困難なも テスタントに対し、カトリック教会が与えた試練とは、カトリックの礼拝に参加することであった。しかし、改宗 懸念が多くのプロテスタントの足をカトリック教会へと向かわせたように思われる。改宗と婚姻の許可を望むプロ

はやフランスにはプロテスタントはいない」からである。この法的擬制と法律の沈黙は、「カトリックにあらざる があらわれた。また、王国内に潜入するか、潜伏していた牧師たちの前で、秘密裏に自分たちの婚姻を挙行する者 者たち」に出生、 プロテスタントがプロテスタントとして婚姻するための法律は不必要であると当時考えられていた。なぜなら「も のっとらず婚姻した一八世紀プロテスタントの婚姻を人々は「荒野の婚姻(le mariage désert)」と呼んだのである。 ことをあえて拒んだプロテスタントもいたであろう。このように、カトリック教会の前で、国家法の定める手続に たちもあらわれるようになった。彼らの中には、カトリックの主任司祭からサクラメントとしての婚姻を受け取る そして、合法的に婚姻することを諦めたプロテスタントたちのなかには、次第に、外国で婚姻挙式を行う者たち 婚姻、死亡の民事身分を与えた一七八七年一一月「寛容令」まで約一○○年間続くのである。

注

(74)て確立された« cujus regio, ejus religio. » の原則は、オスナブリュック講和条約五条一項により確認された。しかし、 約と同皇帝とフランス国王を主たる当事者とするミュンスター講和条約からなる。 一六四八年のウエストファリア条約は、神聖ローマ皇帝とスウェーデン女王を主たる当事者とするオスナブリュック講和条 一五五五年アウグスブルク宗教和議によっ 明石欽司

(76)

0) ŋ 史リブレット二九 ファリア―その実像と神話』 教関連規定は かに高澤紀恵も一六二四年の状況を基準として、帝国内の諸領域はカトリック、 によれば、 自由に加え、 「宗教問題の価値低下」が最終的には近代国家における政治と宗教の分離に繋がり得ると考えている。 またカルヴァン派もその存在を認められているが、 この原則は様々な制約の下に置かれており、条約当事者が自領内の宗教的少数者を迫害することにはならない。 良心の自由と私的礼拝の自由が許されたことを指摘する。さらに明石は、 帝国内における宗教問題の政治問題としての価値を縮減、 (山川出版社·一九九七年) 二六-二七頁、六○頁参照 (慶應義塾大学出版会・二〇〇九年) 二八六-二九一頁、 オーストリアを除いて、公認宗教以外の信仰を奉じる者には、 低下させるものであるとして、このような「寛容」 プロテスタントのいずれかに属することにな 高澤紀恵 ウエストファリア条約における宗 『主権国家体制の成立』 明石欽司『ウエスト 世界 住

(75)参照。 四章、 オリヴィエ=マルタン・前掲注181七四二頁参照。一七世紀におけるプロテスタント弾圧政策については、 S · ールル [著] 佐藤泰雄 〔訳〕『危機のユグノー 一七世紀フランスのプロテスタント』(教文館・一九九〇年) 木崎 前 掲注(4) 第五章

Edit portant révocation de l'édit de Nantes (Fontainebleau, octobre 1685), dans Isambert, supra note 13, tome XIX, p. 530-534

(78)(77)頁 る 称改革宗教の牧師全員に対し、余の目下の勅令の公布後一五日以内に、 一六八五年 イヴ=マリー ガレ ム | ル・前掲注(75) 船徒刑に課すものとして、一五日を超えて残ることなく、一五日間は 一〇月「フォンテーヌブロ ・ベルセ 三五〇頁参照 [著] 阿河雄二郎 一の勅令」「(四条) =嶋中博章=滝澤聡子 使途伝来ローマ・カトリック教を抱き改宗することを望まない 訳 余の王国と余の統治する土地から出ていくことを命じ 『真実のルイー 切の説教も、 四世 (昭和堂・二〇〇八年) 一〇三 説得も、 その他の職務も行う É

ことがないようにせよ。」

論

(80)

- (79)Réclamation du parlement de Paris en faveur des Protestans de France, 1787, p. 3
- 三記〔訳〕『作られる太陽王 ルイー四世』(名古屋大学出版会・二〇〇四年)一四一・一七八頁参照。 と銘打たれた「ナントの勅令」撤回の記念メダルは、当時の公式見解を今に伝えるものである。ピーター・バーク〔著〕石井

「教会に戻される二○○万のカルヴァン主義者(VICIES CENTENA MILLIA CALVINIANORUM AD ECCLESIAM REVOCATA)」

- (81)(引用者注) 男にはガレー船徒刑が、女には拘禁と財産没収の刑が科せられた。
- (83)(82)de Louis XIV, du mois de mars 1697, concernant les formalités qui doivent être observées dans les mariages, dans Code matrimonial, supra Edit portant règlement pour les formalités des mariages (Versailles, mars 1697), dans Isambert, supra note 13, tome XX, p. 287-291; Edit ムール・前掲注写三三八頁参照
- contractans, dans Code matrimonial, supra note 15, p. 146-148 supra note 13, tome XX, p. 292-295; Déclaration de Louis XIV, concernant les mariages faits par d'autres prêtres que les curés des Déclaration sur l'invalidité des mariages faits par d'autres prêtres que les curés des contractans (Versailles, 15 juin 1697), dans Isambert,
- sur la révocation de l'édit de Nantes, & sur les nouveaux convertis, dans Code matrimonial, supra note 15, p. 148-149 décembre 1698), dans Isambert, *supra* note 13, tome XX, p. 314-319 ; Déclaration du Roi, du 13 décembre 1698, portant nouveau règlement Déclaration sur l'édit d'octobre 1685, contenant règlement pour l'instruction des nouveaux convertis et de leurs enfans (Versailles, 13
- dans Isambert, s*upra* note 13, tome XIV, p. 110. この頃は復活祭から暦が始まっていたため、この勅令が出されたのは一五六二年 のことである Edit sur la religion, sur le moyen de tenir le peuple en paix, et sur la répression des séditieux (Saint-Germain en Laye, 17 janvier 1561),

(91)

E. BONIFACE, supra note 2, p. 95-96

- (87)maladies. (Versailles, 29 avril 1686), dans Isambert, supra note 13, tome XIX, p. 545-546 Déclaration portant des peines les religionnaires qui, après leur abjuration refuseront de recevoir les sacrements de l'église dans leurs
- (88) いう。木崎・前掲注41一四二頁参照 跡を拒否したまま死亡した者に対しては訴訟が行われ、有罪判決が言い渡され、財産没収の上、その者の名誉は剥奪されたと しかし、一六八六年四月二九日国王宣言は、一六八七年末にはすでに、わずかの例外を除き、 適用されなくなり、 終油
- supra note 13, tome XX, p. 640 seront réputés relaps et comme tels sujets aux peines prononcées par la déclaration du 29 avril 1686 (Versailles, 8 mars 1715), dans Isambert, déclaré qu'ils veulent persister, à mourir dans la R. P. R., soit qu'ils aient fait abjuration, ou non, ou que les actes n'en puissent être rapportés Déclaration portant les religionnaires convertis, qui dans leur maladies auront refusé aux curés de recevoir les sacrements, et auront
- (90)déclaration du Roi, concernant la religion (donné à Versailles le 14 mai 1724), dans *Code matrimonial, supra* note 15, p. 156-158 Déclaration concernant la religion (Versailles, 14 mai 1724), dans Isambert, supra note 13, tome XXI, p. 261-270; Extrait de la
- (92)ニエ三兄弟は貴族であることから斬首刑に処せられている。Janine GARRISSON, L'Affaire Calas:Miroir des passions françaises ロシェット牧師の携帯物のなかから、 一七六一年、カラス事件と同じ時期にトゥールーズで起きた、 荒野の婚姻の登録簿が発見されている。この事件で、ロシェット牧師は絞首刑、 ロシェット牧師とグルニエ三兄弟の事件では、

Fayard, Paris, 2004, p. 52